

新・旭川市
ごみ処理・生活排水処理基本計画
【改訂版】（第3版）

令和6年3月

旭川市

はじめに

私たちが暮らす旭川市は、大雪山や十勝岳連峰の雄大な山並みや石狩川を始めとした大小多数の河川が流れる豊かな自然環境と、産業、経済、医療、福祉、教育などの都市機能が調和し、北北海道の拠点都市として発展してきた良好な生活環境を有するまちです。令和4年の市制100年を契機とし、この環境を100年先にどのように引き継いでいくか、私たちは真剣に考えていく必要があります。

近年、国際的に環境問題への関心が高まっており、国内においても、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会」から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」への移行を目指し、令和4年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、環境に配慮した行動が社会全体として必要となっています。

本市では、平成28年に「“恵まれた環境との共生・美しい循環のまちあさひかわ”を目指して」を基本理念として「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」を策定、令和2年に計画の見直しを行い、ごみの減量・資源化の推進や環境への負荷の低減など各種取組を進めていますが、このたび、昨今の廃棄物を取り巻く状況の変化に対応するため、目標値やその達成に向けた取組などについて、2回目の見直しを行いました。

また、公共下水道等の整備対象外の地域において、生活排水に係る総合的な施策の指針となる「新・旭川市生活排水処理基本計画【改訂版】」につきましても、公共下水道処理人口の推計を踏まえた目標値の再設定など、必要な見直しを行いました。

今後、計画を着実に進めていくためには、引き続き市民や事業者の皆様との連携や協働が必要不可欠でありますことから、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の見直しに当たり熱心な議論をいただきました旭川市廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せくださいました市民や事業者の皆様、御協力賜りました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

旭川市長 今津寛介

目次

第1編 新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】（第3版）

第1 基本計画見直しの趣旨

1 計画見直しの背景・必要性.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画区域.....	3
4 計画期間.....	3

第2 本市のごみ処理の現状・課題

1 「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】（第2版）」の施策の体系....	4
2 数値目標の達成状況.....	5
(1) ごみの排出の状況	
(2) ごみの資源化の状況	
(3) 焼却処理の状況	
(4) 埋立処分の状況	
3 行動目標及び実績.....	10
(1) ごみ処理経費に関する行動目標の状況	
(2) ごみ処理に係る温室効果ガスに関する行動目標の状況	
4 ごみの組成.....	13
(1) 家庭ごみの組成状況	
(2) 事業系ごみの組成状況	
5 ごみ処理・資源化施設.....	19
(1) 焼却施設	
(2) 最終処分場	
(3) 資源化施設	
(4) 中間処理施設（民間施設）	
6 ごみ処理体系（収集運搬・処理）.....	30
(1) 本市のごみ処理基本体系図（ごみ処理フロー）	

(2) 家庭ごみの収集運搬の状況	
(3) 集団回収の状況	
(4) 事業系ごみの収集運搬の状況	
(5) 収集運搬体制	
7 アンケート調査.....	34

第3 ごみ処理システムの検討

1 これまでの経過.....	35
2 新たな課題等への対応.....	37
(1) 汚れたプラスチック製容器包装の焼却処理への移行	
(2) プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル	
(3) 経済的かつ効果的なごみ処理システムの調査検討	

第4 基本計画

1 基本理念.....	38
2 基本方針.....	39
3 基本施策及び施策の展開.....	43
4 数値目標.....	63
(1) ごみの排出量に関する目標	
(2) 資源化に関する目標	
(3) 焼却に関する目標	
(4) 埋立に関する目標	
5 行動目標.....	69

第5 計画の推進

1 連携・協働.....	70
2 進行管理.....	71
(1) PDCAサイクルによる進行管理	
(2) 進行管理の充実	

第2編 新・旭川市生活排水処理基本計画【改訂版】（第3版）

第1 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨及び位置付け.....	72
2 計画の区域.....	73
3 計画の期間及び目標年次.....	73
4 基本方針.....	74
(1) 生活排水処理の目的	
(2) 生活排水処理の基本方針	
(3) 本計画と関連する計画等との調整	

第2 生活排水の処理状況

1 処理形態別人口の推移.....	75
2 生活排水処理率の推移.....	77
3 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の排出状況.....	78
(1) 市内の排出状況	
(2) 4町（鷹栖町，東川町，東神楽町，上川町）の排出状況	

第3 生活排水の処理主体

1 生活排水の処理主体.....	81
(1) 生活排水の処理フロー	
(2) 生活排水の処理主体	

第4 生活排水の処理計画

1 生活排水の処理計画.....	83
(1) 生活排水の処理目標	
2 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の処理計画.....	85
(1) し尿前処理施設	
(2) 環境センターの今後について	
(3) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画	
(4) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集体制と処理方法	

3	その他.....	89
	(1) ディスポーザー処理槽の汚泥処理	
	(2) 移動式公衆便所の貸付	
	(3) 適正なし尿処理費用の負担	

第5	普及及び啓発活動.....	90
----	---------------	----

第3編 巻末資料

1	計画見直しの主な経過	
2	「旭川市廃棄物減量等推進審議会」委員名簿	

第 1 編

新・旭川市ごみ処理基本計画

【改訂版】（第 3 版）

第1 基本計画見直しの趣旨

1 計画見直しの背景・必要性

本市では、平成28年3月に「“恵まれた環境との共生・美しい循環のまちあさひかわ”を目指して」を基本理念とし、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とする「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」を策定しました。

計画策定後、「持続可能な開発目標（SDGs）」の国連での採択、「パリ協定」の発効、「第4次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定などの国内外の社会的・経済的動向や、関連施策の進捗状況などを踏まえ、令和2年度に必要な見直しを行いました。

近年の廃棄物を取り巻く状況はその後も変化し続けており、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、国内におけるプラスチックの資源循環の促進等を行うため、国、地方公共団体、事業者、消費者等の役割などが示されました。

また、国で公表している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、令和5年3月に旭川市食品ロス削減推進計画を策定し、行政、消費者、事業者等が連携して食品ロスの削減に取り組むこととしました。

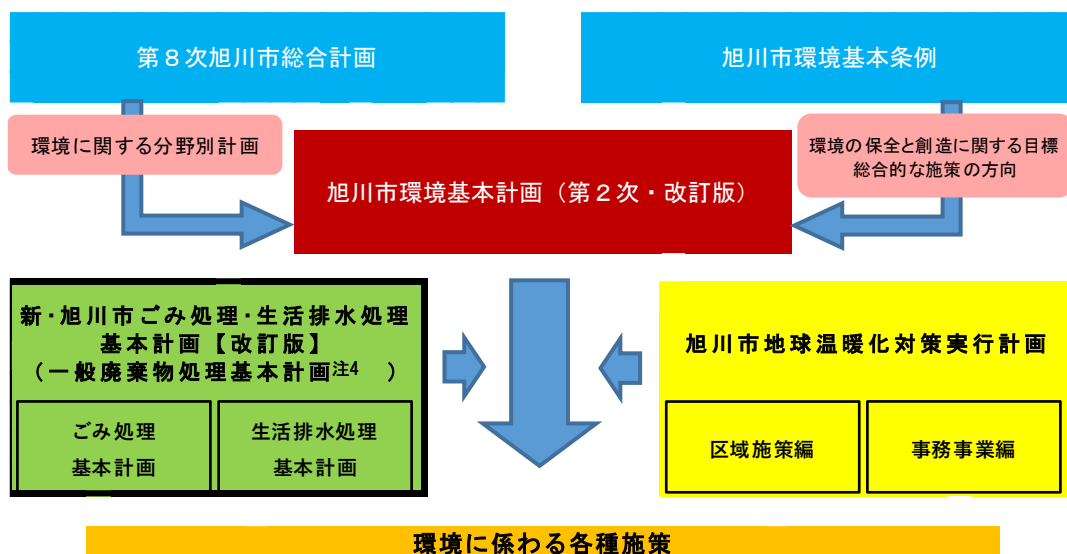
新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】では、令和5年度を中間目標年次として設定していることから、こうした社会情勢の変化やごみ処理に関わる法制度^{注1}の整備状況、これまで進めてきた施策の効果・有効性などを踏まえ、計画の見直しを行いました。

注1 【主な廃棄物関連法等の概要と改正状況】

名称（通称）	概要	制定	直近の改正 （施行年月）
廃棄物処理法	・ 廃棄物の処理や適正処理の推進 ・ 排出者や処理業者に対する処理基準等について規定	昭和45年12月	令和4年6月
家電リサイクル法	・ 廃家電の引取りとリサイクル及び消費者の費用負担等について規定	平成10年6月	平成29年6月
食品リサイクル法	・ 事業者から排出される食品循環資源の資源化について規定	平成12年6月	令和5年6月
容器包装リサイクル法	・ ペットボトル等容器包装類の分別と資源化について規定	平成7年6月	平成23年8月
循環型社会形成推進基本法	・ 廃棄物を含め循環型社会のあるべき姿、3Rについて規定	平成12年6月	平成24年6月
小型家電リサイクル法	・ 使用済小型電子機器等の資源化について規定	平成24年8月	改正なし
食品ロス削減推進法	・ 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等について規定	令和元年5月	改正なし
プラスチック資源循環法	・ プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置について規定	令和3年6月	令和4年6月

2 計画の位置付け

新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{注2}」の規定に基づき策定するものです。第8次旭川市総合計画や、旭川市環境基本計画（第2次・改訂版）^{注3}との整合性を図っており、本市の将来にわたる廃棄物の処理に関わる基本的・総合的な指針となるものです。



第8次旭川市総合計画

本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために市政運営の長期的な方向を示す計画で、分野別各種計画の基本となる最上位の計画です。

この総合計画の基本政策9において「豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。また、快適な生活環境の確保はもとより、3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進や地域特性を生かしたエネルギーの有効利用の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。」と示しています。

注2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、昭和45年に制定された法律です。

注3 旭川市環境基本計画

旭川市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針を定めるものです。

注4 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項により、市町村には基本的な事項を定める「基本計画」と基本計画の実施に必要な各年度の事業を定める「実施計画」の策定が義務付けられており、さらに一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に区分することとされています。

3 計画区域

本市の行政区域全域とします。

なお、適正なごみ処理を推進する見地から、広域的な施策の展開も視野に入れ、必要に応じて他市町村や関係機関との連携・協力体制を構築していきます。

4 計画期間

本計画の期間は、第8次旭川市総合計画の計画期間と同様に、平成28年度から令和9年度までの12年間とします。

計画目標年次：令和9年度

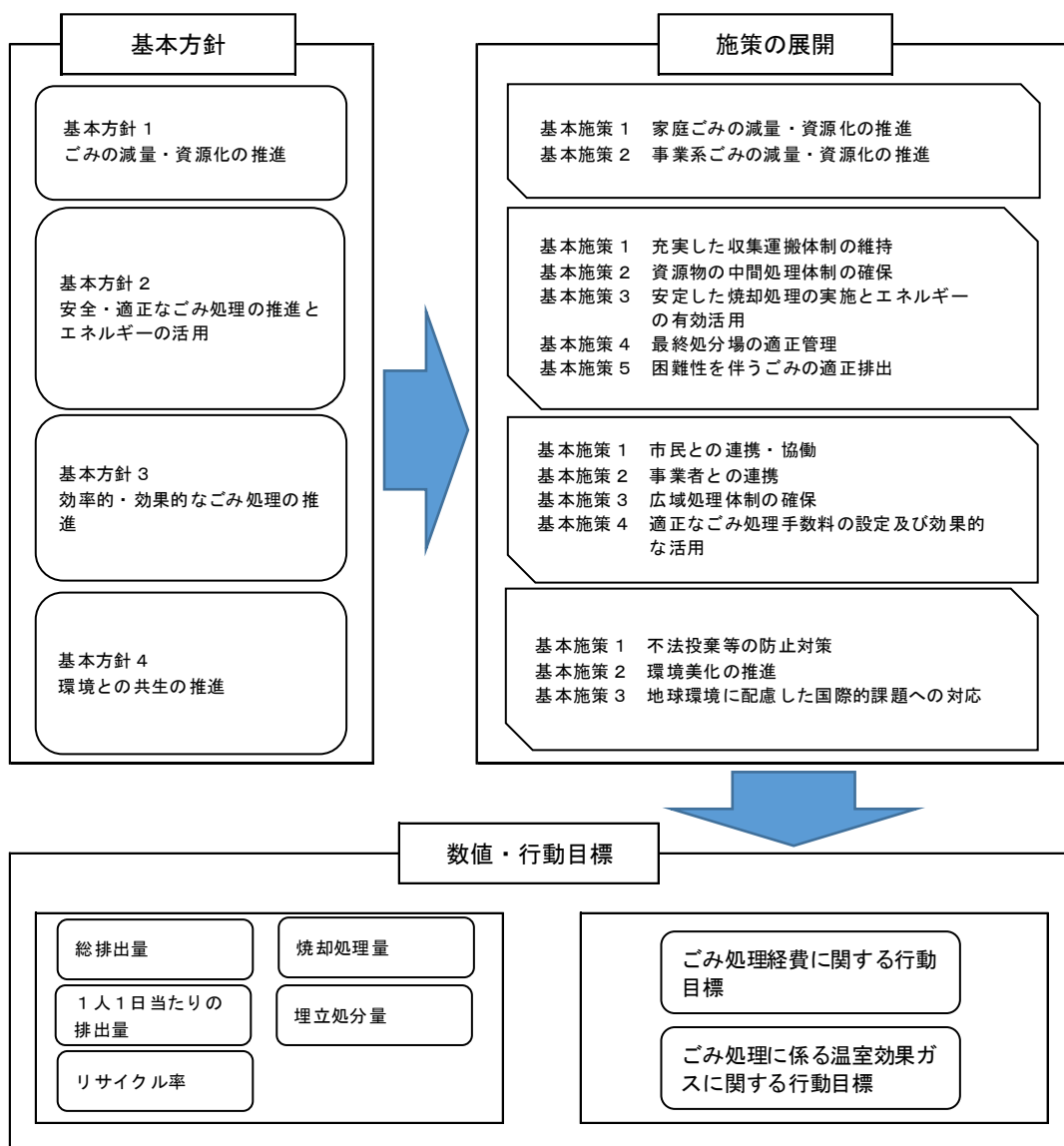
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画期間	計画開始			中間目標				中間目標				計画目標
目標	← 計画期間					→						
				見直し基準年				見直し基準年				

第2 本市のごみ処理の現状・課題

1 「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」（第2版）」の施策の体系

令和2年度に改訂した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】（第2版）」の施策の体系は次のとおりであり、これに基づき様々な施策を展開してきました。

基本理念：“恵まれた環境との共生・美しい循環のまちあさひかわ”を目指して

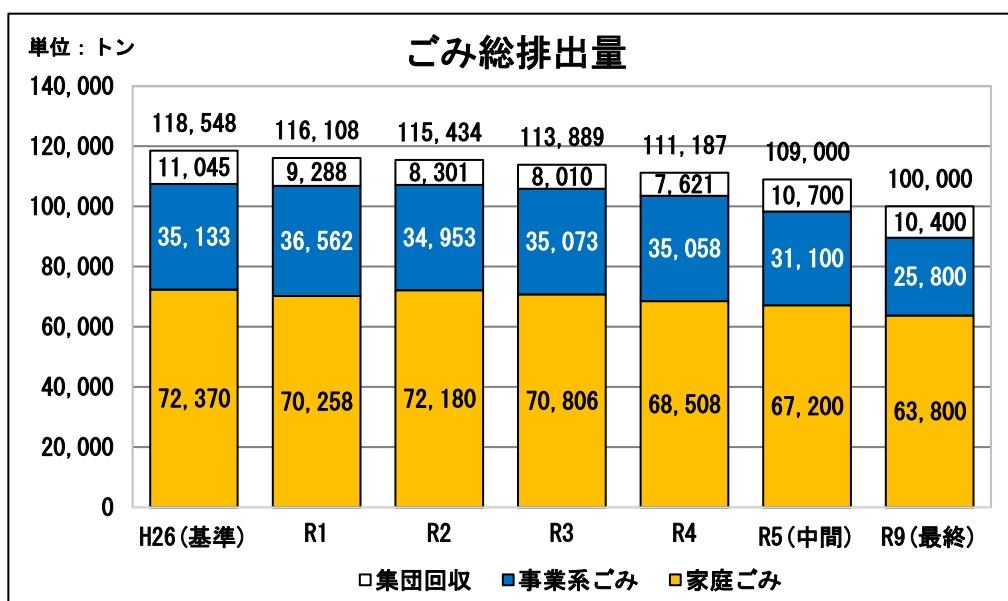


2 数値目標の達成状況

(1) ごみの排出の状況

ア ごみの総排出量

計画の基準年度及び令和元年度以降の家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収を合わせたごみ総排出量の推移は次のとおりです。



ごみの総排出量（家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収）は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値118,548トンに対し、令和4年度は111,187トンと7,361トン減少しましたが、令和5年度の中間目標までは2,187トン、令和9年度の最終目標までは11,187トンの減量が必要であり、現状のままでは最終目標の達成は困難な状況です。

内訳を見ると、家庭ごみは令和2年度に増加した後は減少しています。主な要因は燃やせるごみの減少ですが、粗大ごみや廃棄物処分場への自己搬入ごみは増加しています。

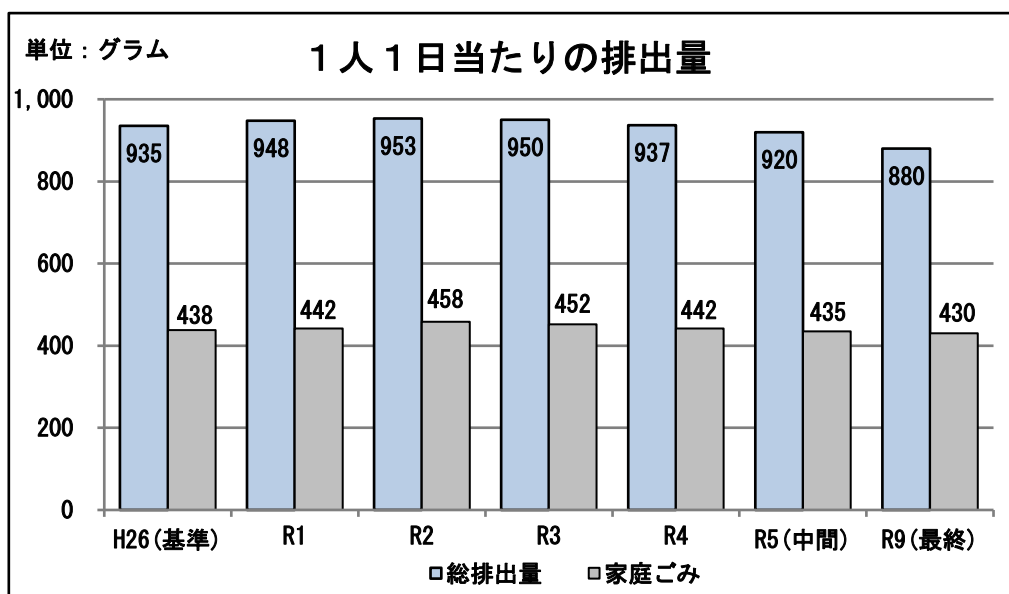
また、事業系ごみは増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

集団回収は年々減少していますが、主な要因は新聞等の発行部数の減少（令和4年度の全国の新聞発行部数は、対平成26年度比約68%）に伴う紙類の

減少と考えられます。

イ 1人1日当たりの排出量

計画の基準年度及び令和元年度以降の市民1人当たりの1日のごみ排出量の推移は次のとおりです。



※総排出量：家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収の1人1日当たりの排出量の合計

※家庭ごみ：家庭ごみのうち資源物を除いた1人1日当たりの排出量

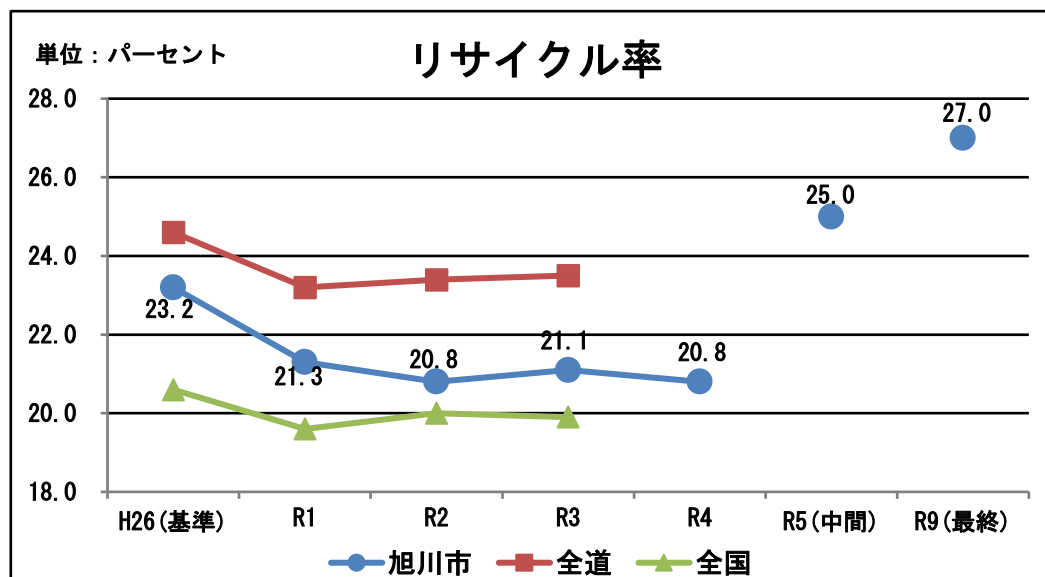
$$1人1日当たりの排出量 = \frac{\text{年間総排出量}}{\text{人口} \times \text{年間暦日数}}$$

1人1日当たりの総排出量は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値935グラムに対し、令和4年度は937グラムと2グラム増加しており、令和5年度の中間目標までは17グラム、令和9年度の最終目標までは57グラムの減量が必要です。

なお、家庭ごみの排出量については、令和2年度に増加した後減少しています。

(2) ごみの資源化の状況

計画の基準年度及び令和元年度以降のリサイクル率の推移は次のとおりです。



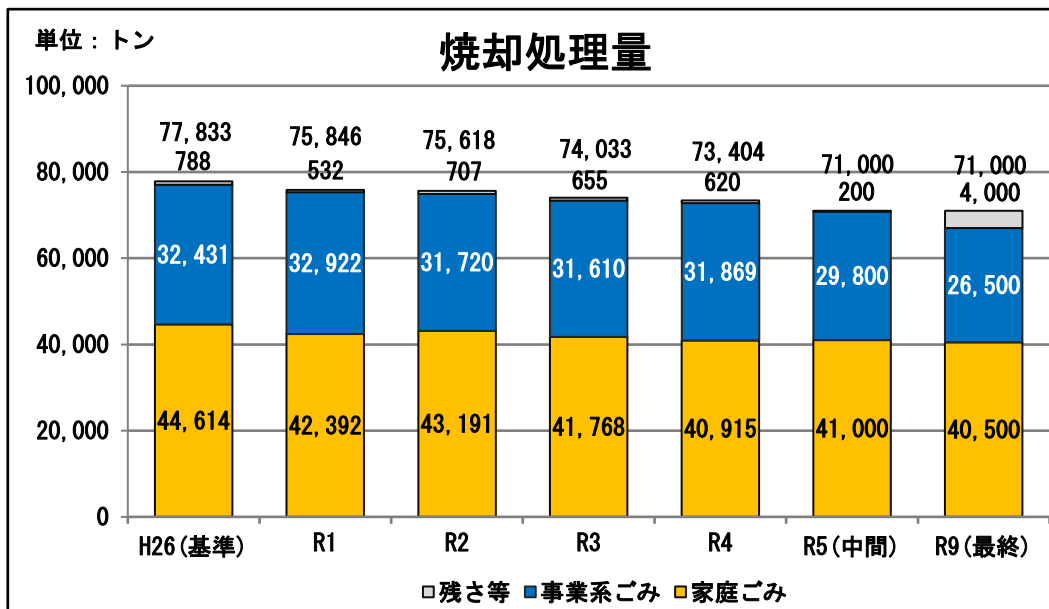
ごみの資源化の状況（リサイクル率）は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値23.2%に対し、令和4年度は20.8%と2.4ポイント減少しており、近年は横ばいで推移しています。令和5年度の間目標までは4.2ポイント、令和9年度の最終目標までは6.2ポイント引き上げる必要があります。

なお、本市と全道、全国の状況を令和3年度の実績と比較すると、全道平均は下回っているものの、全国平均は上回っており、本市は62中核市中17位となっています。

リサイクル率の低下の主な要因は、新聞等の発行部数の減少に伴う紙類の減少と考えられます。

(3) 焼却処理の状況

計画の基準年度及び令和元年度以降の焼却処理量の推移は次のとおりです。



ごみの焼却処理量は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値77,833トンに対し、令和4年度の実績値は73,404トンと4,429トン減少しました。

近年の推移としては減少傾向にありますが、令和5年度の中間目標及び令和9年度の最終目標までは2,404トンの減量が必要です。

内訳を見ると、家庭ごみは令和2年度に増加した後減少しており、事業系ごみは増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

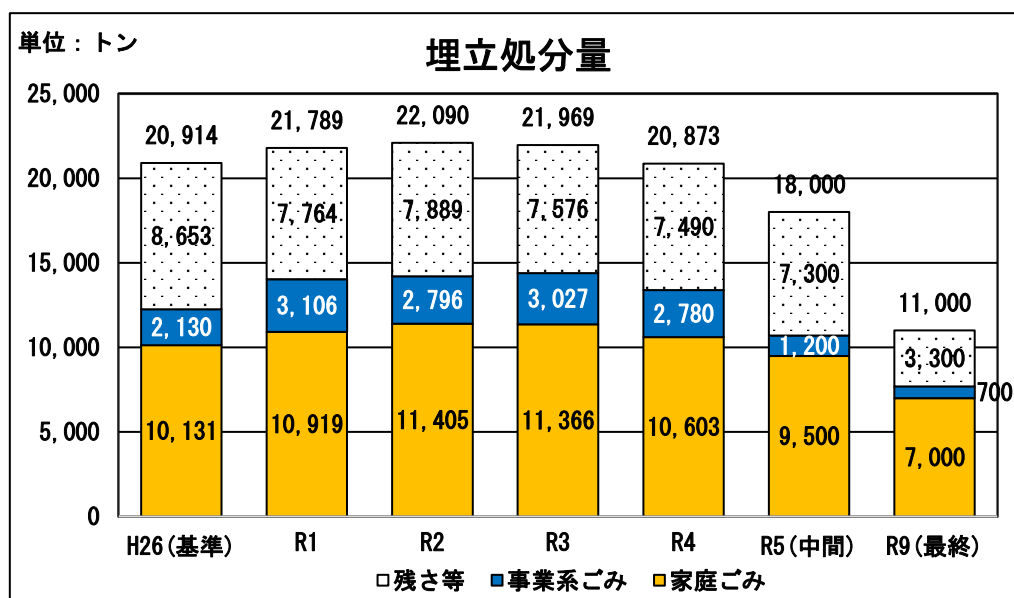
なお、最終目標については、①破碎・選別施設の導入、②廃プラスチック類^{注5}の焼却処理を実施した場合の処理量となっています。

注5 廃プラスチック類

リサイクルの対象とならないプラスチック製品や、汚れたプラスチック製容器包装を指します。

(4) 埋立処分の状況

計画の基準年度及び令和元年度以降の埋立処分量の推移は次のとおりです。



ごみの埋立処分量は、計画の基準年度（平成26年度）の実績値20,914トンに対し、令和4年度の実績値は20,873トンと41トン減少しました。

近年の推移としては令和2年度まで増加した後減少していますが令和5年度の中間目標までは2,873トン、令和9年度の最終目標までは9,873トンの減量が必要です。

内訳を見ると、家庭ごみは令和2年度まで増加した後減少に転じたものの減少幅は小さく、事業系ごみは増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

なお、最終目標については、①破碎・選別施設の導入、②廃プラスチック類の焼却処理を実施した場合の処理量となっています。

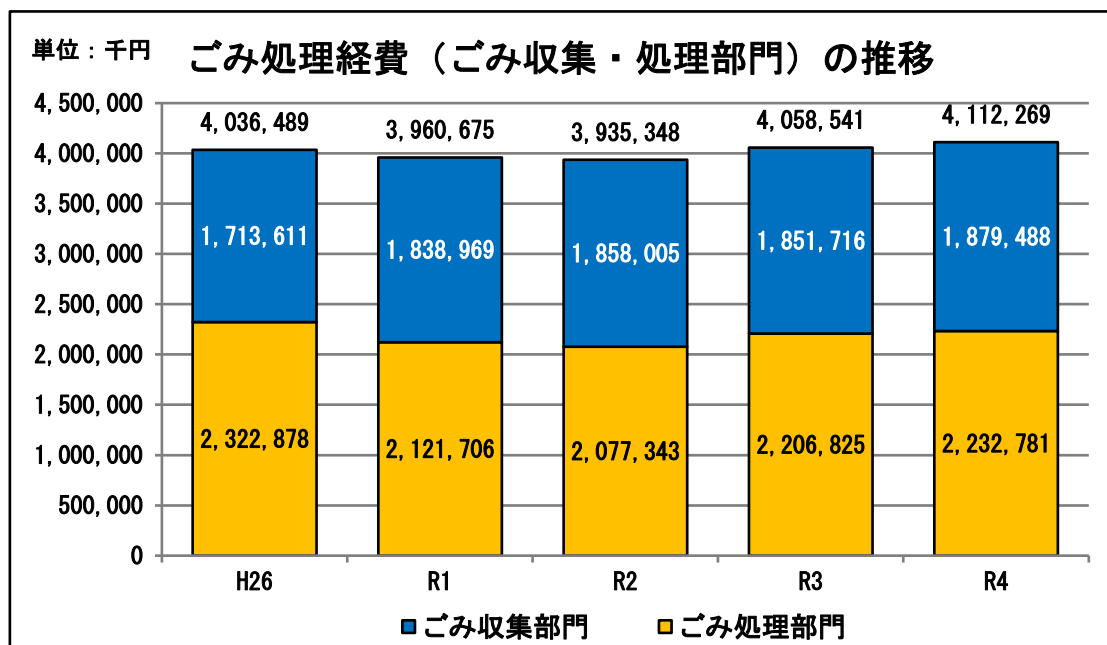
3 行動目標及び実績

(1) ごみ処理経費に関する行動目標の状況

ごみ処理経費に関する行動目標

分別の拡大等の施策は、ごみ処理経費の増加につながりますが、安全面や環境への影響に配慮しつつ、経済性を考慮した処理体制を構築することにより、ごみ処理経費の抑制を図ります。

ごみ処理経費（ごみ収集・処理部門）の基準年度及び令和元年度以降の推移は次のとおりです。



家庭ごみの有料化以降、ごみ排出量の減少に応じた収集車両の減車や、ごみステーションに排出される家庭ごみ収集業務の全面委託等により、ごみ処理経費を縮減してきたところですが、近年、光熱水費や委託業務における労務単価等の上昇、老朽化した施設設備に係る修繕費用の増加により、ごみ処理経費は増加傾向にあります。

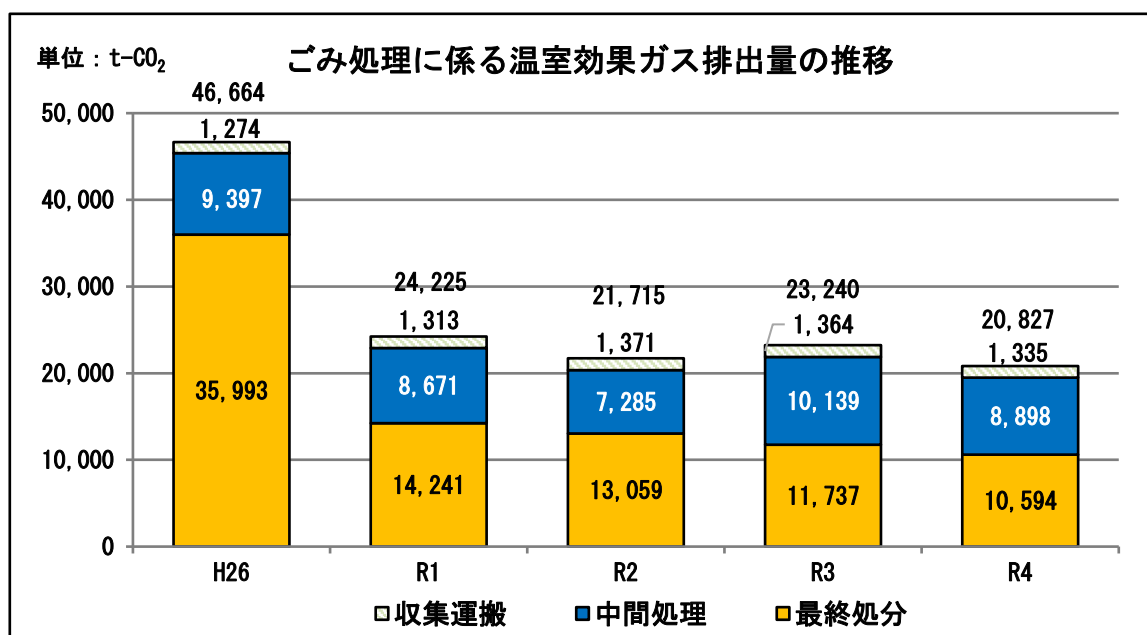
今後はごみ処理施設の整備，更新に伴い，ごみ処理経費の増加が見込まれますが，経済性の観点を常に意識し，ごみ処理経費の抑制に努めていく必要があります。

(2) ごみ処理に係る温室効果ガスに関する行動目標の状況

温室効果ガスに関する行動目標

ごみの排出から収集運搬，中間処理・資源化，最終処分に至る処理体制の最適化を進めることにより，ごみの排出量の抑制やごみ処理施設への負担を軽減し，ごみ処理に係る温室効果ガスの発生抑制を図ります。

ごみ処理に係る温室効果ガス排出量の基準年度及び令和元年度以降の推移は次のとおりです。



温室効果ガスの排出量は，計画の基準年度（平成26年度）の実績値46,664 t-CO₂に対し，令和4年度の実績値は20,827 t-CO₂と25,837 t-CO₂減少しています。主な要因は，既にごみの埋立を終了し

ている中園廃棄物最終処分場での排出量減少によるものです。

その他にも旭川市近文清掃工場におけるごみ焼却時に発生する熱を利用した自家発電などにより、ごみ処理に係る温室効果ガスの縮減に努めてきたところですが、今後も収集運搬、中間処理、最終処分の各過程において、温室効果ガスの抑制に向けた取組を継続していく必要があります。

また、地球規模の課題である地球温暖化対策の一環として、旭川市地球温暖化対策実行計画（地域施策編・第2版、事務事業編・第5版）等を踏まえ、本市の廃棄物部門における温室効果ガスの発生抑制に向けた取組を進めていく必要があります。

【温室効果ガスの算出対象及び排出量（令和4年度）】

処理過程	施設等	算出の対象範囲	排出量(t-CO ₂)
収集運搬	・ ごみの収集運搬 ・ 焼却灰の運搬	・ 燃料使用等による排出	1,335
中間処理	・ 近文清掃工場 ・ 近文リサイクルプラザ ・ 旭川ペットボトル中間処理センター ・ REPLAファクトリー ・ ACPRファクトリー	・ 焼却処理における排出 ・ 処理過程における電気、燃料使用における排出 ・ 場内作業車両の燃料使用等による排出	12,386 ▲ 3,587 99
最終処分	・ 廃棄物処分場（芳野地区）	・ 廃棄物の埋立による排出 ・ 処理過程における電気、燃料使用等による排出 ・ 場内作業車両の燃料使用等による排出	7,049 932 302
	・ 廃棄物処分場（中園地区）	・ 廃棄物の埋立による排出	2,311
合計			20,827

※ 温室効果ガスの算出方法は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（環境省）及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）を参考とした。

※ 廃棄物処分場から発生する温室効果ガスについては、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、木くずについては103年間、紙、繊維については21年間、生ごみについては10年間分解し続けガスを発生することから、遡って量を算出している。（他の分野は当該年度のみ量。）

4 ごみの組成

(1) 家庭ごみの組成状況

令和3年度に実施した家庭ごみの組成調査における燃やせるごみと燃やせないごみの組成状況は、次のとおりです。

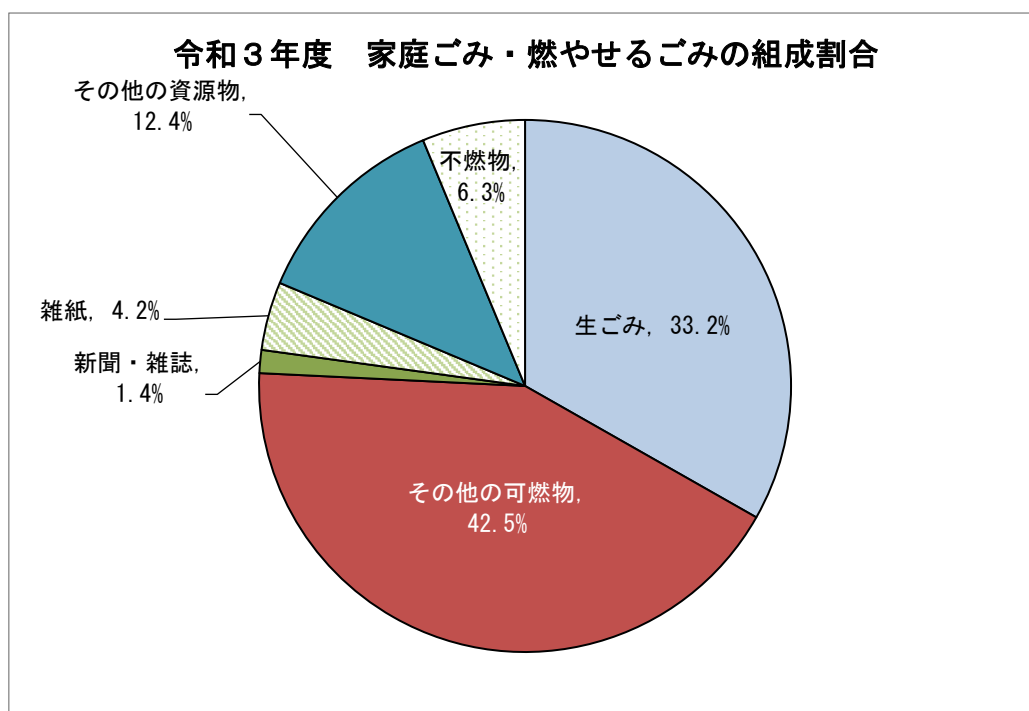
ア 燃やせるごみ

内訳は、可燃物が約76%、資源物が約18%、不燃物が約6%となっています。

特徴としては、可燃物のうち、生ごみの割合が全体の約33%を占めており、内訳としては、調理くずがほとんどで、そのほか食べ残し、未開封品となっています。

平成26年度に実施した調査結果との比較では、生ごみの割合が約8ポイント減少していますが、不適物の割合が増加しています。

燃やせるごみの内訳		平成26年度	令和3年度	区分
生ごみ		41.0%	33.2%	可燃物
その他の可燃物		42.1%	42.5%	
不適物	新聞・雑誌	1.5%	1.4%	資源物
	雑紙	5.4%	4.2%	
	その他の資源物	9.6%	12.4%	
	不燃物	0.4%	6.3%	不燃物



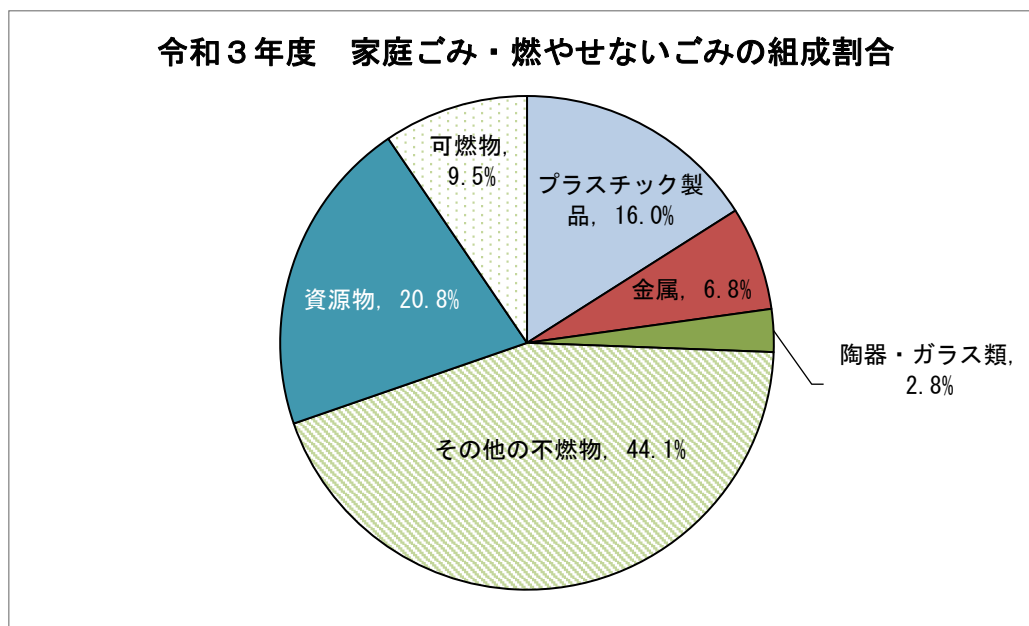
イ 燃やせないごみ

内訳は、不燃物が約69%、資源物が約21%、可燃物が約10%となっています。

特徴としては、燃やせるごみに比べ、不適物の割合が高くなっています。

平成26年度に実施した調査結果との比較では、可燃物の割合が約9ポイント、プラスチック製品の割合が約8ポイント増加しています。

燃やせないごみの内訳		平成26年度	令和3年度	区分
プラスチック製品		8.1%	16.0%	不燃物
金属		4.6%	6.8%	
陶器・ガラス類		1.3%	2.8%	
その他の不燃物		67.8%	44.1%	
不適物	資源物	10.1%	20.8%	資源物
	小型家電	7.5%	-	
	可燃物	0.6%	9.5%	可燃物



平成19年度から13分別収集を開始し、15年以上が経過していますが、この組成調査の結果では、資源物の混入割合が増加していることや、不適物の混入が燃やせるごみ及び燃やせないごみに一定量あることから、今後も適正な分別の徹底や、資源化の協力を呼びかける啓発等に努めていく必要があります。

(2) 事業系ごみの組成状況

令和3年度に実施した事業系ごみの組成調査における燃やせるごみと燃やせないごみの組成状況は、次のとおりです。

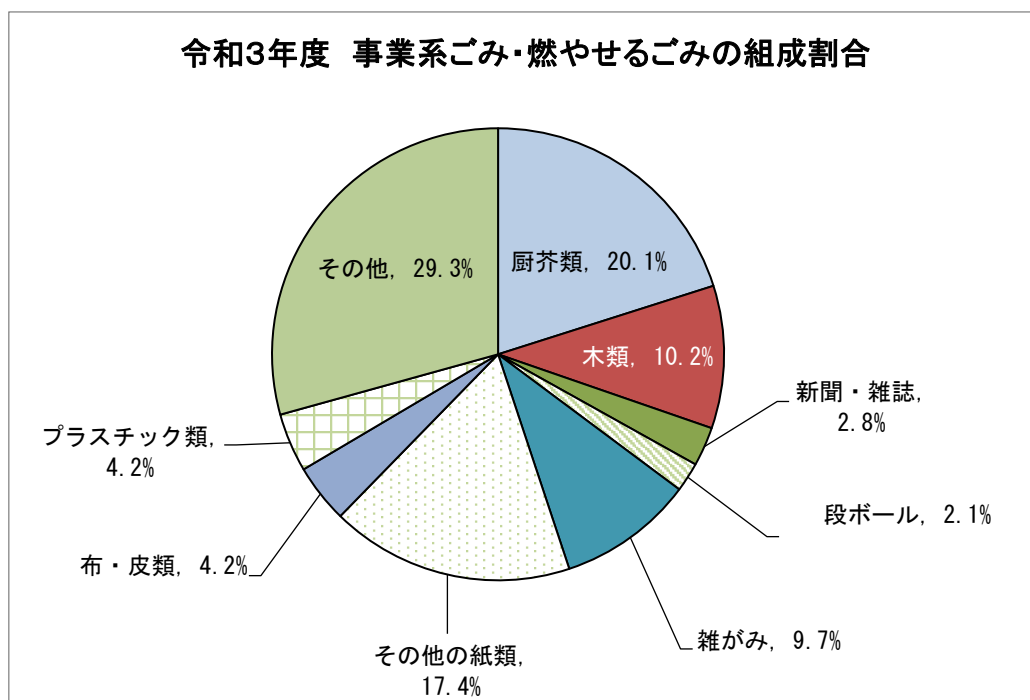
ア 燃やせるごみ

内訳は、可燃物が約80%、資源物が約16%、不燃物が約4%となっています。

特徴としては、平成27年度に実施した調査結果との比較からも分かるとおり、資源物である雑がみの割合が大きく減少しています。

燃やせるごみの内訳		平成27年度	令和3年度	区分
厨芥類		16.7%	20.1%	可燃物
木類		1.0%	10.2%	
新聞・雑誌		3.6%	2.8%	資源物
段ボール		0.8%	2.1%	
雑がみ		41.4%	9.7%	
その他の紙類	(可燃物)	28.9%	16.9%	可燃物
	(資源物)		0.5%	資源物
布類		3.1%	3.7%	可燃物
皮類			0.5%	不燃物
プラスチック類	(資源物)	2.1%	0.6%	資源物
	(不燃物)		3.6%	不燃物
その他	(可燃物)	2.4%	29.0%	可燃物
	(不燃物)		0.3%	不燃物

※上表のうち、布類と皮類を「布・皮類」。その他の紙類（資源物）とその他の紙類（可燃物）を「その他の紙類」プラスチック類（資源物）とプラスチック類（不燃物）を「プラスチック類」、その他燃やせるごみとその他燃やせないごみを「その他」へ統合しています。



イ 燃やせないごみ

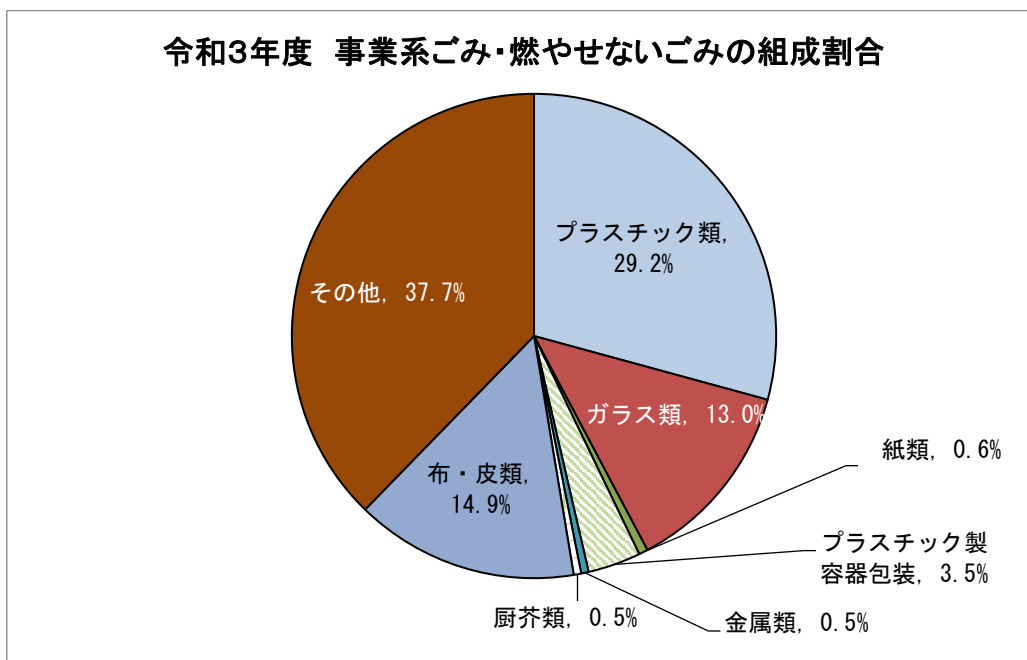
内訳は、不燃物が約93%、資源物が約5%。可燃物が2%となっています。

特徴としては、平成27年度に実施した調査結果との比較からも分かるとおり、資源物であるプラスチック製容器包装の割合が約40ポイント減少するとともに、可燃物である厨芥類、木類の割合が約11ポイント減少しています。

燃やせないごみの内訳		平成27年度	令和3年度	区分
プラスチック類		19.2%	29.2%	不燃物
ガラス類		0.9%	13.0%	
紙類		1.7%	0.6%	資源物
プラスチック製容器包装		43.9%	3.5%	
発泡スチロール		0.7%	0.0%	
ペットボトル		0.4%	0.0%	
金属類		3.1%	0.5%	
厨芥類		7.6%	0.5%	
木類		3.9%	0.0%	
皮類		8.6%	14.8%	不燃物
布類			0.1%	可燃物
その他	(不燃物)	10.0%	36.3%	不燃物
	(可燃物)		1.4%	可燃物

※上表のうち、皮類・布類を「布・皮類」、その他燃やせないごみ、その他燃やせるごみを「その他」に統合しています。

令和3年度 事業系ごみ・燃やせないごみの組成割合



平成27年度の調査において混入量が多かった燃やせるごみの「雑がみ」や燃やせないごみの「プラスチック製容器包装」の割合については、令和3年度の調査では大きく減少していることが確認されましたが、今後も適正な分別の徹底や、資源化の協力を呼びかける啓発等に努めていく必要があります。

5 ごみ処理・資源化施設

(1) 焼却施設

旭川市近文清掃工場は、本市のごみ焼却施設として、平成8年1月から家庭ごみの5分別収集と併せて試験稼働を開始し、市内で発生する家庭の「燃やせるごみ」のほか、事業系の「燃やせるごみ」の一部及び非公開文書・肉骨粉、鷹栖町の家庭の「燃やせるごみ」などを段階的に受け入れてきました。

本工場は、全連続燃焼式ストーカ炉や高性能ろ過式集じん機（バグフィルタ）により、280トン／日の処理が可能であり、ダイオキシン類の発生抑制や排ガス中の有害物質を除去しながら、安全で確実な処理を進めています。

焼却時の熱エネルギーは電力や蒸気に変えて、本工場の電気や暖房・給湯、ロードヒーティングとして利用するほか、近文ふれあいセンターの電気や温水プール、近文リサイクルプラザの電気や暖房として有効活用し、余剰電力については売電しています。

平成24年度からは、プラスチック製容器包装中間処理施設で発生する「プラごみ残さ」の一部を本工場で焼却し、蒸気量や発電量の増加を図る取組を試行的に実施し、平成27年度から全量焼却を開始しています。

施設の老朽化に伴う機能回復と延命化、及びCO₂削減のため、平成24年度に策定した「旭川市近文清掃工場長寿命化計画」に基づき、平成25年度から平成28年度まで基幹的設備改良工事を実施しました。



旭川市近文清掃工場

【焼却施設の概要】

施設名	旭川市近文清掃工場
所在地	旭川市近文町13丁目
稼働	平成8年1月
敷地面積	33,368.26㎡
延床面積	9,126.16㎡（工場棟・管理棟・その他）
処理能力	280t／日（140t／24時間×2炉）
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
排ガス処理設備	有害ガス除去装置・ろ過式集じん機
熱利用	発電出力 2,100kW（自家発電）
	近文清掃工場 … 給湯・暖房・ロードヒーティング
	近文市民ふれあいセンター … 熱・電力供給
	近文リサイクルプラザ … 熱・電力供給

【年度別焼却処理量】

年度	焼却処理量（t）	年度	焼却処理量（t）
平成25年度	79,106	平成30年度	76,474
平成26年度	77,833	令和元年度	75,846
平成27年度	78,591	令和2年度	75,618
平成28年度	76,375	令和3年度	74,033
平成29年度	76,916	令和4年度	73,404

(2) 最終処分場

旭川市廃棄物処分場は、平成15年7月に供用を開始したごみを埋立処分する最終処分場で、周辺環境への負荷低減に配慮しつつ、即日覆土や高度な浸出水処理を行うなど、安全で適正な維持管理に努めています。

本処分場への搬入は、家庭の「燃やせないごみ」と「粗大ごみ」、事業系の「燃やせないごみ」、中間処理後の残さなどです。

当初の埋立期間は平成30年3月までの15年間でしたが、平成25年度に地域との協議により令和12年3月まで埋立期間を延長しました。

埋立処分と併せて行っている浸出水処理については、埋立期間の延長に伴い、浸出水処理施設の設備や機器類等の老朽化が懸念され、適宜、状態に応じた補修及び更新が必要となっています。



旭川市廃棄物処分場
(平成15年6月)



最終処分場の概念図

【最終処分場の概要】

施設名	旭川市廃棄物処分場			
所在地	旭川市江丹別町芳野71番地			
稼働	平成15年7月			
総面積	1,797,225㎡			
埋立可能面積	約132,000㎡			
埋立可能容積	約1,840,000㎡			
使用期間	平成15年7月～令和12年3月			
汚水処理施設	処理能力	600㎡/日（300㎡/日×2系列）		
	処理方式	凝集沈殿 + 生物処理（硝化+脱窒） + 膜ろ過 + 活性炭吸着		
	放流水素規制	BOD（生物化学的酸素要求量）	20mg/ℓ以下	
		COD（化学的酸素要求量）	30mg/ℓ以下	
		SS（浮遊物質）	10mg/ℓ以下	
T-N（窒素含有量）		10mg/ℓ以下		
建築物	管理棟，計量棟，水処理棟，休憩所，保管庫			
附帯設備	洗車場，受水槽室，飛散防止ネット，カラス捕獲わな，照明灯等			

【年度別埋立処分量】

年度	埋立処分量（t）	年度	埋立処分量（t）
平成25年度	20,855	平成30年度	21,229
平成26年度	20,914	令和元年度	21,789
平成27年度	20,536	令和2年度	22,090
平成28年度	19,937	令和3年度	21,969
平成29年度	20,030	令和4年度	20,873

(3) 資源化施設

旭川市近文リサイクルプラザは、平成8年1月から家庭ごみの5分別収集と併せて稼働を開始しました。

本施設では、空き缶・空きびん・紙パック・家庭金物の選別処理及び保管を行っています。

【リサイクルプラザの概要】

施設名	旭川市近文リサイクルプラザ
所在地	旭川市近文町13・14丁目
稼働	平成8年1月
敷地面積	11,864.61㎡
延床面積	管理棟 748.44㎡ 工場棟 1,277.90㎡ その他 76.56㎡
施設内容	選別・圧縮処理施設, 保管施設, 粗大ごみ再生品展示室
処理能力	130t/週(26t/日×5日)
処理方式	手選別 : 空きびん・家庭金物 機械自動選別 : 空き缶 保管 : 紙パック
熱利用	隣接する近文清掃工場からの熱, 電力の供給 蒸気 : 暖房・給湯・ロードヒーティング 電力 : 電灯・資源化機器動力



近文リサイクルプラザ



近文リサイクルプラザの選別ライン

【年度別アルミ缶資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	559	平成30年度	603
平成26年度	574	令和元年度	610
平成27年度	600	令和2年度	653
平成28年度	631	令和3年度	668
平成29年度	623	令和4年度	648

【年度別スチール缶資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	576	平成30年度	395
平成26年度	543	令和元年度	385
平成27年度	418	令和2年度	388
平成28年度	406	令和3年度	372
平成29年度	397	令和4年度	335

【年度別カレット^{注6}資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	2,079	平成30年度	1,852
平成26年度	2,060	令和元年度	1,848
平成27年度	2,095	令和2年度	1,872
平成28年度	1,977	令和3年度	1,866
平成29年度	1,949	令和4年度	1,850

注6 カレット

ガラスびんを原料用に細かく砕き、キャップなどの異物を取り除いたもの。
 旭川市では、白色・茶色・その他の色に選別し、日本容器包装リサイクル協会に引き渡しています。
 引き渡したカレットは、リサイクルガラスの原料や、舗装用骨材などに活用されています。

【年度別紙パック資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	104	平成30年度	86
平成26年度	97	令和元年度	88
平成27年度	91	令和2年度	91
平成28年度	91	令和3年度	89
平成29年度	85	令和4年度	82

【年度別家庭金物資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	104	平成30年度	85
平成26年度	104	令和元年度	81
平成27年度	103	令和2年度	80
平成28年度	99	令和3年度	82
平成29年度	89	令和4年度	72

(4) 中間処理施設(民間施設)

分別区分に応じた適切な処理の推進とともに、処理体制の充実と確保を図るため、分別収集したペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の中間処理(選別、圧縮梱包、保管等)は、民間事業者に委託しています。

今後も、民間事業者と連携し、効率的かつ計画的な処理体制の構築に努める必要があります。

ア ペットボトル

【旭川ペットボトル中間処理センター】

施設名	旭川ペットボトル中間処理センター
所在地	旭川市永山北3条7丁目
稼働	平成13年1月
敷地面積	4,791㎡
建物面積	125㎡(管理棟)991㎡(工場棟)
施設規模	4.8t/日(600kg/時間)
処理方式	破袋、手選別、機械圧縮・自動梱包、保管
主要施設	計量器 1基(最大30t, 最小10kg) 選別コンベア 1基(幅0.9m, 長さ10m) ペットボトル減容機 2基 (処理能力400kg/時間, 200kg/時間)
施設設置者	株式会社 旭川一般廃棄物処理社



旭川ペットボトル
中間処理センター



旭川ペットボトル中間処理センターの選別ライン

【年度別ペットボトル資源化量】

年度	資源化量（t）	年度	資源化量（t）
平成25年度	1,461	平成30年度	1,479
平成26年度	1,436	令和元年度	1,565
平成27年度	1,440	令和2年度	1,524
平成28年度	1,458	令和3年度	1,599
平成29年度	1,458	令和4年度	1,563

イ プラスチック製容器包装

【REPLAファクトリー】

施設名	REPLA（リプラ）ファクトリー
所在地	旭川市工業団地5条3丁目
稼働	平成18年6月
敷地面積	8,882.89㎡
建物面積	3,273.15㎡
施設規模	40.44t/日（3.37t/時間）
処理方式	破袋，機械自動選別，手選別，機械圧縮・自動梱包，保管
主要施設	計量器，受入ホッパー，破袋機，供給コンベア，風力選別機，手選別コンベア，磁選機，サイクロン，搬送コンベア，バグフィルタ，圧縮梱包機，不適物袋詰装置，消臭剤噴霧装置，脱臭装置
施設設置者	旭川環境整備事業協同組合



REPLAファクトリー



REPLAファクトリーの選別ライン

【年度別プラスチック製容器包装資源化量】

年度	資源化量 (t)	年度	資源化量 (t)
平成25年度	5,770	平成30年度	5,500
平成26年度	5,787	令和元年度	5,442
平成27年度	5,723	令和2年度	5,586
平成28年度	5,711	令和3年度	5,553
平成29年度	5,608	令和4年度	5,447

ウ 紙製容器包装

【ACPRファクトリー】

施設名	ACPR (エーシーピーアール) ファクトリー
所在地	旭川市流通団地2条5丁目
稼働	平成18年6月
敷地面積	3,077㎡
建物面積	1,239㎡
施設規模	64.0t/日(8.0t/時間)
処理方式	破袋, 手選別, 機械圧縮・自動梱包, 保管
主要施設	計量器, 投入ホッパー, 供給コンベア, 手選別コンベア, 搬送コンベア, 圧縮梱包機
施設設置者	株式会社 北海紙業



ACPRファクトリー



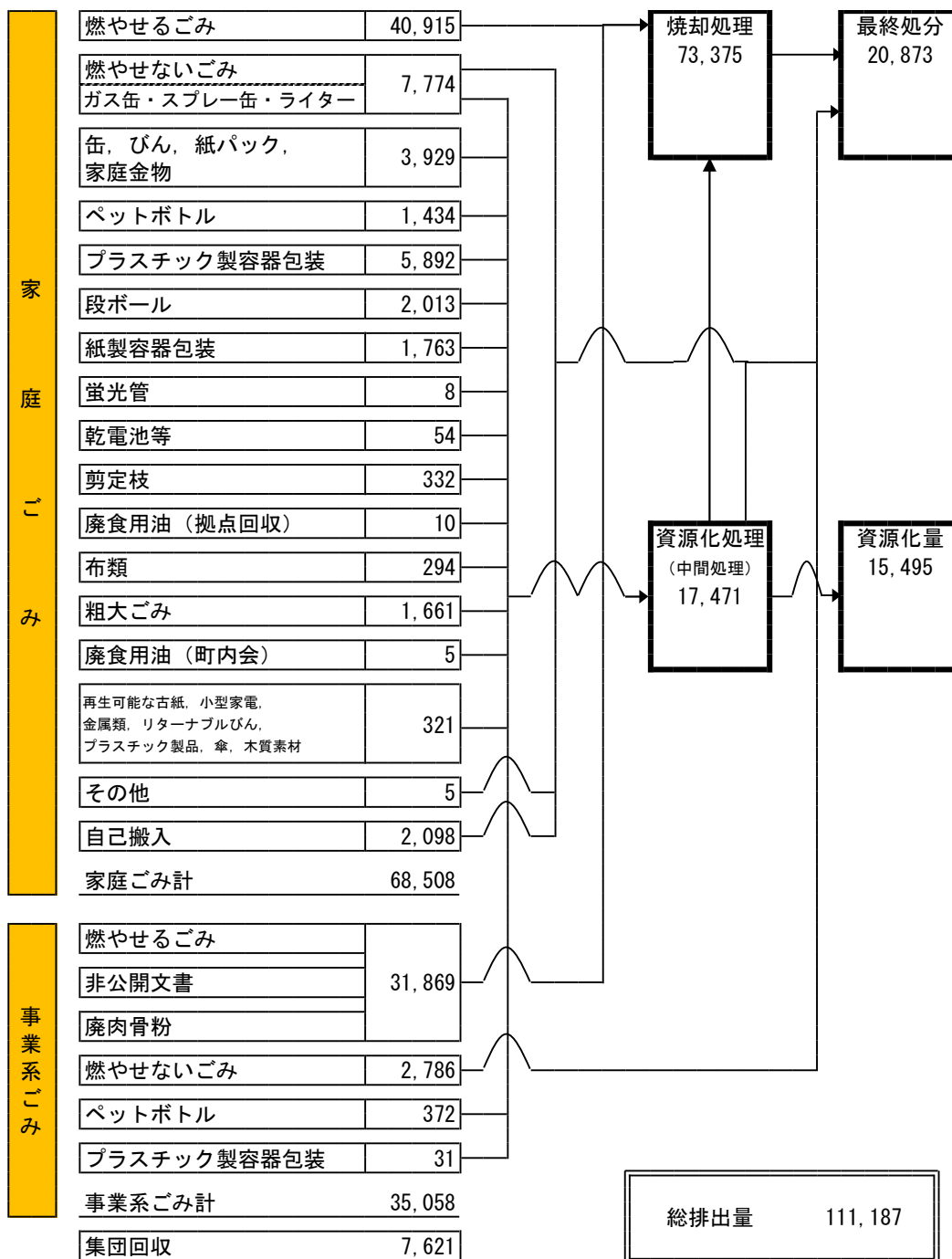
ACPRファクトリーの選別ライン

【年度別紙製容器包装資源化量】

年度	資源化量 (t)	年度	資源化量 (t)
平成25年度	1,899	平成30年度	1,621
平成26年度	1,835	令和元年度	1,575
平成27年度	1,800	令和2年度	1,474
平成28年度	1,740	令和3年度	1,476
平成29年度	1,692	令和4年度	1,494

6 ごみ処理体系（収集運搬・処理）

(1) 本市のごみ処理基本体系図（ごみ処理フロー）



※処理量は令和4年度実績（単位：t）

(2) 家庭ごみの収集運搬の状況

ア 分別区分等

【分別収集区分(13分別)】

家庭ごみの種類		収集形態	収集運搬	処理・処分方法
1	燃やせるごみ	ステーション 収集	委託	焼却
2	燃やせないごみ, ガス缶・スプレー缶・ライター			埋立 資源化
3	缶・びん・紙パック・家庭金物			資源化
4	ペットボトル			
5	プラスチック製容器包装			
6	段ボール			
7	紙製容器包装			
8	蛍光管			
9	乾電池(体温計を含む)			
10	剪定枝	戸別収集	直営	
11	廃食用油	拠点回収	委託	
12	布類		直営	
13	粗大ごみ	戸別収集		資源化・埋立

イ 収集回数等

【収集回数】

区分	市街地収集	郊外収集
燃やせるごみ	週2回	週1回 (一部週2回)
燃やせないごみ, ガス缶・スプレー缶・ ライター, 乾電池・蛍光管	隔週1回(2週に1回)	
紙製容器包装, 段ボール	隔週1回(2週に1回)	
缶・びん・紙パック・家庭金物	週1回	
プラスチック製容器包装, ペットボトル	週1回	

(3) 集団回収の状況

本市では、集団回収を推進するため、「再生資源回収奨励金制度^{注7}」を、平成10年度から続けています。

家庭からの、紙類、びん類、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶）を、各団体において独自に回収し、回収業者に売却した重量に応じて、奨励金を市から交付しています。

【令和4年（1月～12月）の実施状況】

奨励金申請団体	890団体（登録団体980団体） （内訳） 町内会695団体、自治会63団体、老人クラブ11団体、 学校32校、幼稚園・保育園6園、少年団34団体、 その他49団体
奨励金交付総額	約2,665万円
資源回収総重量	約7,621t （内訳） 紙類：約7,470t、びん類：約47t、 金属類：約101t、布類：約3t

注7 再生資源回収奨励金制度

町内会、PTAなどボランティア団体による再生資源の回収活動が安定的に行われ、ごみの減量・資源化を効率的に進められるよう、金銭的に支援する制度。

(4) 事業系ごみの収集運搬の状況

事業活動に伴い排出される一般廃棄物は、事業者（排出者）の自己処理責任を義務付けており、事業系ごみについては、事業者自らによる運搬、又は一般廃棄物収集運搬業の許可を有する許可業者による収集運搬を行っています。

【分別区分（6区分）】

事業系一般廃棄物の種類		収集・運搬	処分方法
1	燃やせるごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者、又は排出事業者自らによる自己搬入	焼却
2	燃やせないごみ		埋立
3	ペットボトル		資源化
4	プラスチック製容器包装		
5	古紙	古紙業者	資源化
6	空き缶	金属業者	

(5) 収集運搬体制

令和5年4月1日現在、本市の収集運搬体制は以下のとおりとなっています。

区分	車両台数		備考
直営	8台		家庭ごみのうち、粗大ごみ、剪定枝等
委託	12社	63台	家庭ごみのうち、直営以外のごみ
許可	10社	156台	家庭の一時的多量ごみ及び事業系ごみ
限定許可	85社	681台	伐採後の木の根（枝、ぼさ ^{注8} 含む。）、及び特定家庭用機器

注8 ぼさ

笹、ススキ、根曲がり竹、草の類に準じるもので、その葉も含まれます。

7 アンケート調査

令和5年度旭川市民アンケート調査における、「環境に対する意識や取組」についての状況（前回調査令和元年度との比較）は、次のとおりです。

全体として、ごみの減量化やリサイクルに対する意識は高いものの、行動している割合がやや低下していることから、具体的な取組の推進に努める必要があります。

I 環境に対する意識や取組についておたずねします。

問1 ふだんの生活から、ごみの減量化や省エネなど、環境に配慮した行動をしていますか。

（単位：％）

回答	令和元年度	令和5年度	増減
行動している	82.1	80.6	▲1.5
行動していない	16.7	18.1	1.4

※「無回答」は除く。

問2 どのような行動をしていますか（問1で「行動している」と回答した方のみ）。

回答	令和元年度	令和5年度	増減
マイバッグなどを利用して、レジ袋の削減や過剰包装を控えるよう努めている	89.8	92.9	3.1
町内会などが行う資源回収に協力している	71.5	66.0	▲5.5
生ごみの堆肥化など、ごみの再資源化に取り組んでいる。	19.1	16.4	▲2.7
環境にやさしい製品（エコマーク製品など）を購入するようにしている	16.5	16.0	▲0.5
環境学習会や地域の美化活動に参加している	9.7	8.2	▲1.5

※「無回答」は除く。
※一部抜粋。

第3 ごみ処理システムの検討

1 これまでの経過

現在のごみ処理システム^{注9}は、平成8年の旭川市近文リサイクルプラザ及び旭川市近文清掃工場の稼働開始による家庭ごみ分別収集の開始以降、分別収集する品目を増やししながら、現在の体系を構築してきました。

この間、各ごみ処理施設は老朽化などの問題を抱えるようになり、旭川市近文清掃工場については、平成25年度からの基幹的設備改良工事により約10年間の延命化を図り、旭川市廃棄物処分場については、地域との協定変更により埋立期間を令和12年3月まで延長し、本市のごみ処理を安全かつ安定的に行ってきたところです。

こうした中、平成28年3月に策定した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」において、現ごみ処理施設の更新時期を踏まえ、今後のごみ処理システムの再構築に向けて検討を行うこととしました。

平成29年6月に「旭川市最終処分場整備基本構想」、平成31年4月に「旭川市清掃工場整備基本構想」を策定し、新たにごみ処理システムの基本方針の方向性などを整理するとともに、令和2年に改訂した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第2版)」において、「廃プラスチック類」の焼却や燃やせないごみ及び粗大ごみ(現在、一時的多量ごみとして旭川市廃棄物処分場に自己搬入できるごみを含む。)の破碎・選別などを目指すこととしました。

しかし、焼却施設と最終処分場については、建設費などの市場価格の高騰や電力系統の空き容量不足などの多くの課題に直面し、これまで整理した内容での施設整備の見通しが立たないことから、令和3年7月に策定した「旭川市ごみ処理施設整備基本方針」において、実現可能なごみ処理施設整備に向けた基本的な方向性を次のとおり整理しました。

注9 ごみ処理システム

ごみが排出されてから、焼却処理や資源化等の中間処理工程を経て、最終的に埋立処分されるまでの全体的な体系を意味しています。

- ・焼却施設については、新設を基本とし、破碎選別施設を導入することとしていましたが、事業のリスクや財政的な負担を回避するため、破碎・選別施設の導入を見送り、旭川市近文清掃工場の再延命化を基本とします。
- ・最終処分場については、覆蓋型を基本としていましたが、現行の埋立対象物に合わせた施設整備とし、構造形式はオープン型を基本とします。

2 新たな課題等への対応

旭川市ごみ処理施設整備基本方針の策定に伴い、今後も現在と同様のごみ処理システムを維持していきますが、次のとおり調査検討を進めていきます。

(1) 汚れたプラスチック製容器包装の焼却処理への移行

現在、燃やせないごみとして排出され、埋立処分している汚れたプラスチック製容器包装を焼却処理へ移行するなど、旭川市近文清掃工場の処理能力の範囲内で対応可能な最終処分量の抑制及び最終処分場周辺環境への負荷の低減に向けた取組を検討します。

(2) プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル

プラスチック資源循環法が令和4年に施行され、市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

本市では現在、市内7か所で拠点回収を行い、回収物を民間事業者に売却しているため、プラスチック資源循環法で示すリサイクル方法（マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル）への転換に向けて、収集体制や資源化の方法について検討を進めていきます。

(3) 経済的かつ効果的なごみ処理システムの調査検討

当初目指していたごみ処理システムの再構築については、旭川市近文清掃工場の再延命化期間終了後を見据えて、ごみ処理に係る国際的な動向や社会情勢を注視しながら、減量化・資源化に資する取組も含めて、より経済的かつ効果的なごみ処理システムとなるよう、引き続き調査検討を進めます。

第4 基本計画

1 基本理念

「“恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ”
を目指して」

〈目指すイメージ〉

これまで受け継いできた本市固有の恵まれた環境と共生した「美しい循環のまち」の実現を目指して、市民・事業者・行政が共に力を合わせて、廃棄物の排出抑制・資源化・適正処理を推進します。



2 基本方針

平成28年3月策定の「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」に掲げた次の4つの基本方針に沿って施策を推進します。

基本方針

●基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

ごみの「発生・排出抑制 (Reduce リデュース)」、 「再使用 (Reuse リユース)」、 「再生利用 (Recycle リサイクル)」の3Rの取組を着実に進めるとともに、「断る (Refuse リフューズ)」、 「修理 (Repair リペア)」、 「長期使用 (Long use ロングユース)」を推進します。

●基本方針2 安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用

地球環境に配慮した安全で適正・確実なごみ処理の推進とともに、その過程で発生するエネルギーを有効活用します。

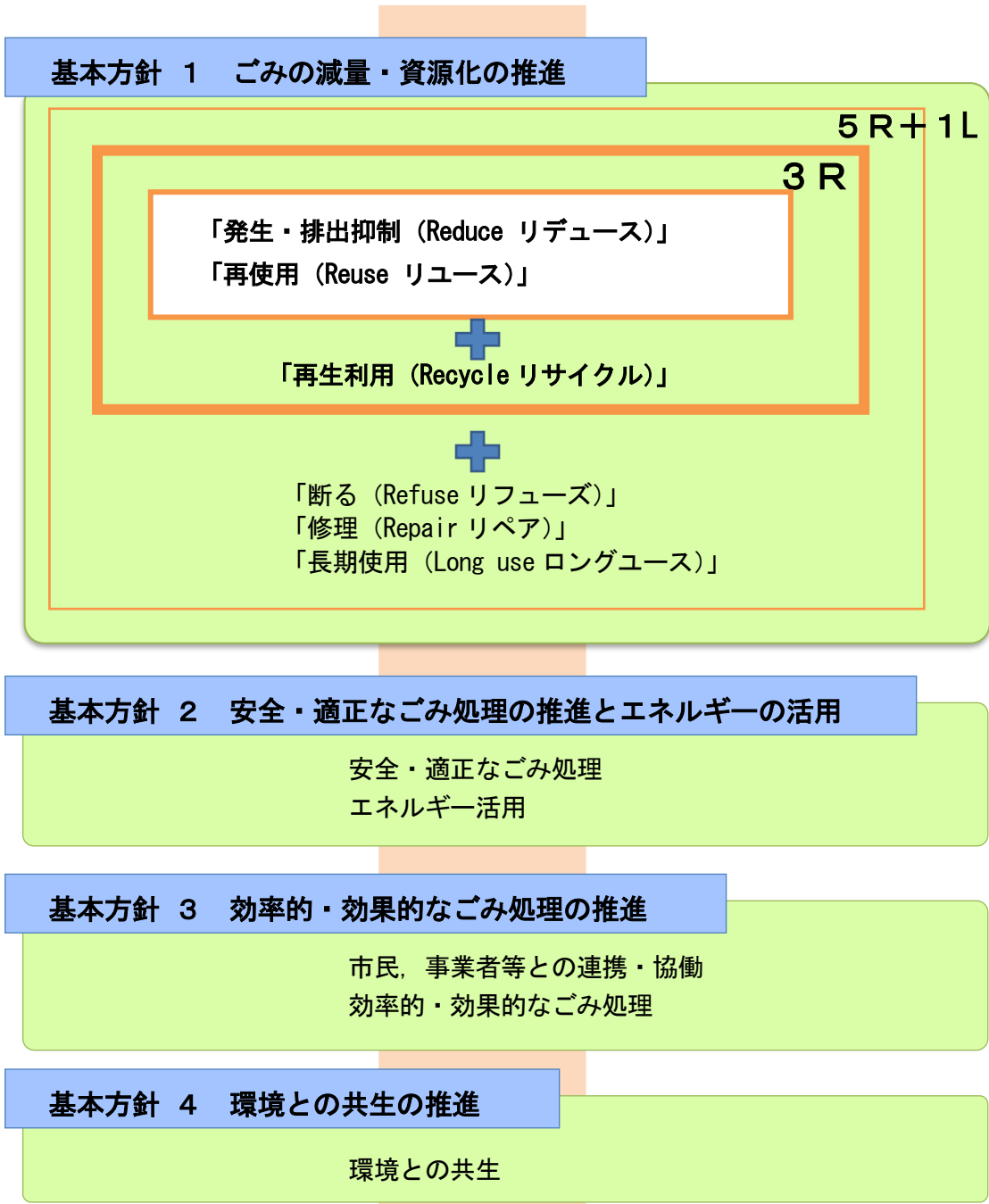
●基本方針3 効率的・効果的なごみ処理の推進

市民、町内会、事業者、市民団体等と市の連携・協働のもと、ごみの排出状況に柔軟に応じながら、効率よく効果のあるごみ処理を推進します。

●基本方針4 環境との共生の推進

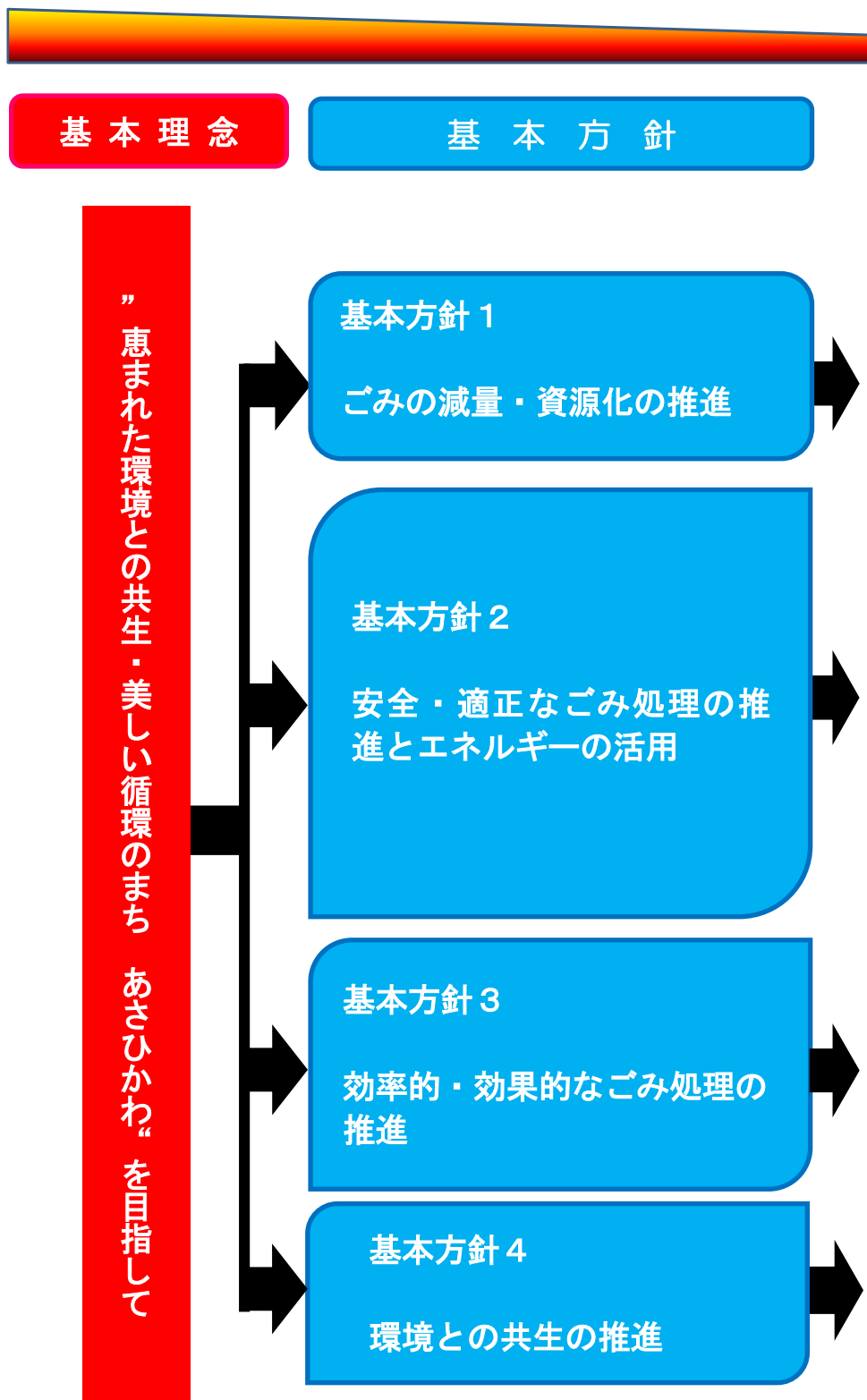
環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指し、環境との共生を推進します。

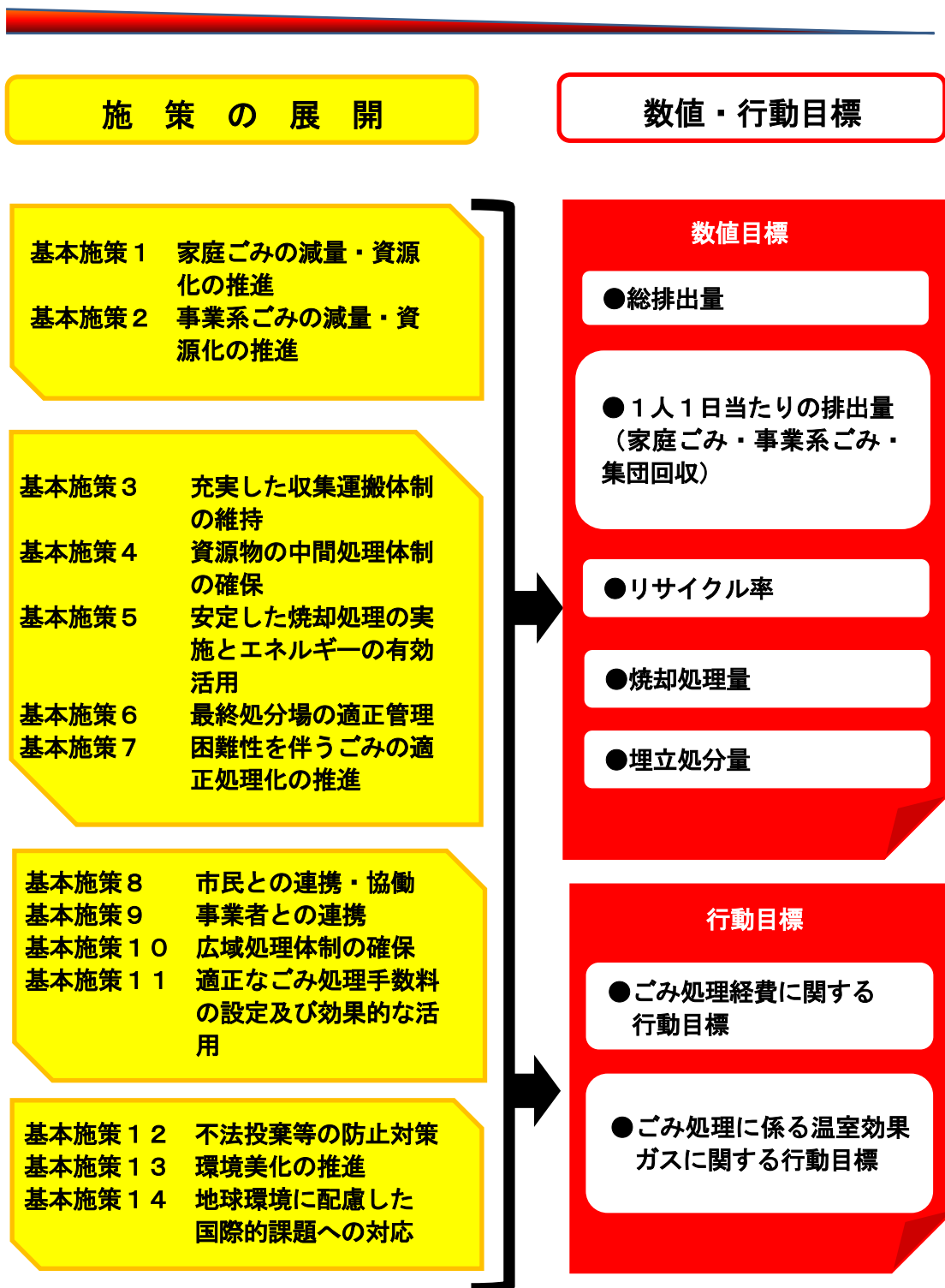
★これからのごみ処理



【基本理念】
「“ 恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ ” を目指して」

★施策の体系





3 基本施策及び施策の展開

4つの基本方針ごとに基本施策を設定し、施策を展開します。

●基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

以下の取組を推進します。

- ① 発生・排出抑制（Reduce リデュース）
- ② 再使用（Reuse リユース）
- ③ 再生利用（Recycle リサイクル）
- ④ 断る（Refuse リフューズ）
- ⑤ 修理（Repair リペア）
- ⑥ 長期使用（Long use ロングユース）

■基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

排出する前に「ごみ」を「ごみ」としない工夫と行動を広め、家庭ごみの減量・資源化を推進します。

- 普及啓発の充実
- 「ごみの発生及び排出抑制・断る」の推進
- 「再使用」「修理」「長期使用」の推進
- 食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進
- 家庭や地域での資源循環の推進
- 資源ごみ拠点回収の充実

■基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

排出者責任や拡大生産責任を踏まえ、自主的な事業系ごみの排出抑制や分別の徹底などにより、事業系ごみの減量・資源化を推進します。

- 普及啓発及び排出指導の充実
- 古紙類の減量・資源化の推進
- 食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進
- 「再使用」「修理」「長期使用」の推進
- 発生抑制の自主的な取組の推進
- 市役所におけるごみの発生・排出抑制

■ 基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

● 普及啓発の充実

ごみの減量・資源化については、その意識と行動の定着・持続・向上を図るため、地域や事業者との対話を重視するとともに、環境イベントの開催やパネル展示、パンフレットの配布等により、本市のごみ処理経費やごみの排出抑制及び適切な分別の必要性などの周知・情報提供を積極的に行い、普及啓発の更なる充実を図ります。

また、ごみの減量・資源化の推進に向けては、「知識」にとどまらず「行動」することが必要であり、特に幼少期から意識付けを行うことで「実践力」を養うことが重要であることから、身近で実践しやすく、年少者から高齢者まで参加できる学習機会の提供と充実を図ります。

● 「ごみの発生及び排出抑制・断る」の推進

リサイクルに比べて取組が遅れている2R（ごみの発生及び排出抑制、再使用）の推進を目的とした取組を進めていきます。また、市民団体や事業者と連携し、レジ袋の使用や使い捨て商品購入の自粛、簡易包装やバラ売り・量り売り商品の選択を促すなど、「環境にやさしい買い物」の推進を図ります。

● 「再使用」「修理」「長期使用」の推進

粗大ごみとして集めた家具や自転車等の有効利用を図るとともに、壊れたものでも修理して使用したり、不要になった物を必要な人に譲り渡したり、リユースショップ等に引き取ってもらうなど、長期使用の重要性を伝える取組を進め、子供から大人まで「ものを大切にすること」の意識を広げていきます。

●食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進

燃やせるごみの約3割を占める「生ごみ」について、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」についての問題意識の醸成を図るとともに、食べ残しや直接廃棄等の家庭での排出実態を踏まえた取組を進め、生ごみの排出抑制を図ります。

また、発生した生ごみについては、引き続き、堆肥化による減量化と家庭や地域での有効活用を推進するために、旭川市生ごみマイスター連絡会と連携して堆肥づくり講習会や相談会を継続するほか、水切りの浸透や生ごみをなるべく出さないレシピの周知などを継続するとともに、効果的な減量・資源化の検討を進め、情報を発信していきます。

●家庭や地域での資源循環の推進

地域での、紙類、びん類、布類や金属類（アルミ缶・スチール缶）などの再生資源回収の取組や、家庭から出る生ごみ等の資源化・自家処理の取組に対する支援を継続していきます。

●資源ごみ拠点回収の充実

資源ごみの回収量を増やすために、市民への一層の周知及びさらなる拠点の増設の模索、並びに、事業者との連携により、多くの人が集まる商業施設等での休日臨時拠点回収の実施等、市民の利便性の向上に向けた取組を継続していきます。

■ 基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

●普及啓発及び排出指導の充実

事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物の分別の徹底と、適切な処理の重要性を理解してもらい、排出者責任^{注10}を踏まえ、率先して減量・資源化に取り組んでもらえるよう意識啓発を図るとともに、必要な排出指導を行います。

●古紙類の減量・資源化の推進

事業系古紙回収協力店制度^{注11}の周知を継続するとともに、事業者への訪問調査等の際には、分別状況の確認や排出指導のほか、古紙類の資源化について、対象品目や取組方法を紹介するなど、減量・資源化を図ります。

●食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進

旭川市食品ロス削減ポータルサイトに事業者向けコンテンツを掲載するとともに、食品関連事業者への訪問等を行い、宴会での食べ残し削減や、少量提供、期限切れ廃棄の削減などの取組について、周知・啓発に努めます。

注10 排出者責任

循環型社会形成推進基本法における施策の基本理念の考え方の1つ（もう1つの考え方は「拡大生産者責任」）です。

排出者責任とは、廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の1つで、具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられます。

注11 事業系古紙回収協力店制度

資源化可能な古紙を適正な資源化ルートに誘導するため、古紙を受入れできる事業所を募集・登録し、その利用を広く排出事業者に周知することにより、古紙の減量・資源化を推進する制度です。平成26年度から実施しています。

●発生抑制の自主的な取組の推進

市内のスーパー、専門店、商店街、一般小売店のうち、バラ売り・量り売り、マイバッグの販売、簡易包装の呼びかけなど、2R等に積極的に取り組む事業所・店舗を認定し広く周知する制度を継続するとともに、拡大生産者責任^{注12}の考え方を踏まえ、生産・流通・販売の各段階における有効な方策について国や関係機関に働きかけ、事業者による発生抑制の自主的な取組を推進します。

●市役所におけるごみの発生・排出抑制

市役所は事業系一般廃棄物の多量排出事業者（年間約930トン（令和4年度実績））であることから、今後も分別排出の徹底など3Rを推進し、一事業者としての社会的責任を果たすとともに、市民や事業者の模範となるよう率先して取り組んでいきます。

注12 拡大生産者責任

拡大生産者責任は、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

●基本方針2 安全・適正なごみ処理の推進と エネルギーの活用

地球環境に配慮した安全で適正・確実なごみ処理とともに、その過程で発生するエネルギーの有効活用を推進します。

■基本施策3 充実した収集運搬体制の維持

市民の利便性の向上やごみの適正処理，効率的な収集などを目指して，家庭ごみ及び事業系ごみの収集運搬体制の充実を図ります。

- 家庭ごみの収集運搬体制の充実
- 事業系ごみの適正な収集運搬体制の維持

■基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

民間事業者との連携を深め，より効果的な廃棄物の資源化や体制づくりを推進し，中間処理の充実を図ります。

- 適切な中間処理の継続
- 施設の適正な維持管理の継続
- 中間処理体制の確保

■基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

的確な管理と厳しい監視のもと、大気汚染等の抑制に配慮した廃棄物の焼却処理を継続するとともに、焼却施設の整備に向けた検討・取組を進め、焼却処理の安定的な稼働に努めます。また、廃棄物の処理の過程で発生するエネルギーの有効な活用を推進します。

- 安全・適正な焼却処理と維持管理の継続
- 近文清掃工場の再延命化
- エネルギーの効率的な回収と有効活用の継続

■基本施策6 最終処分場の適正管理

安全で適正な埋立による廃棄物の最終処分を継続するとともに、次期最終処分場の整備に向けた取組を進め、最終処分の適正管理を図ります。

- 安全・適正な埋立処分と維持管理の継続
- 次期最終処分場の整備

■基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

困難性を伴うごみを適正に処理するため、関係する機関や団体などと連携を図りながら取組を進めます。

- 医療系ごみの適正処理の推進
- 処理困難物の適正処理の推進
- 災害時のごみ処理対策

■ 基本施策3 充実した収集運搬体制の維持

● 家庭ごみの収集運搬体制の充実

市内で排出される家庭ごみは、民間事業者への全面委託によるステーション収集を継続するほか、資源化が可能なごみの拠点回収や、高齢者や障害者のための「ふれあい収集^{注13}」など、市民の利便性に配慮した収集運搬体制を維持していくとともに、高齢化が進む地域の実情や、ごみの排出量の変化に柔軟に対応していくために適宜見直しを行い、収集運搬体制の充実を図ります。

● 事業系ごみの適正な収集運搬体制の維持

市内で事業活動に伴い排出される事業系ごみは、排出者である事業者が自ら収集運搬を行うほか、一般廃棄物の収集運搬業の許可や再生利用業の指定を受けている者が収集運搬を行っています。

今後も、市のごみ排出量と、収集運搬能力とを勘案し、適正な収集運搬体制を維持していきます。

注13 ふれあい収集

高齢等により自力でごみを排出することが困難で、他の方の協力が得られない市民に対する戸別収集制度です。収集時に声掛けなどを行い、ひとり暮らしの高齢者の安否確認等も行っていきます。

■ 基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

●適切な中間処理の継続

一般廃棄物として排出された「缶・びん・紙パック・家庭金物」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」及び「紙製容器包装」については、適切な中間処理による資源化を継続していきます。

●施設の適正な維持管理の継続

中間処理施設の運転管理に当たっては、周辺的生活環境に影響を与えないよう指導・監視に努め、各施設の特性に応じた適正な維持管理を継続していきます。また、各施設から排出される資源化処理残さを適正に処理するとともに、削減に向けた取組について調査・研究を進めていきます。

●中間処理体制の確保

最終処分量の削減や資源化の推進のほか、ごみ処理の安定性を向上させるため、民間事業者との連携を図りながら、必要な中間処理体制を確保します。

缶・びん等資源物の中間処理は、旭川市近文リサイクルプラザの老朽化や成果品の品質改善などの課題に対応するため、新たな施設（仮称）旭川市リサイクルセンターの令和7年度中の供用開始に向けて整備を進めます。

■ 基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

●安全・適正な焼却処理と維持管理の継続

旭川市近文清掃工場に搬入できる燃やせるごみについては、的確な焼却管理と厳しい監視体制のもと、安全・適正な焼却処理を継続します。

また、健康への影響があるダイオキシン類などの排出物質についても、大気汚染防止法等の関係法令に基づき定期的に測定し、その情報を公表していきます。

●近文清掃工場の再延命化

旭川市近文清掃工場については、平成8年の稼働開始から50年間の使用を目処とした再延命化工事の実施に向けて、令和4年度は、設備の現状を把握するための調査として機能判断調査を行い、令和5年度には、調査結果を踏まえ、施設の性能を保ちながら、更なる長寿命化を図るための具体的な方策を長寿命化総合計画として整理しています。

令和6年度からは再延命化工事に着工し、施設の安定的な稼働に努めていきます。

●エネルギーの効率的な回収と有効活用の継続

「燃やせるごみ」を焼却処理する旭川市近文清掃工場においては、引き続き、熱エネルギーを効率的に回収し、焼却熱を利用するボイラーで発生した蒸気による発電と余剰蒸気を場内、近隣施設等において有効活用します。

また、プラスチック製容器包装中間処理施設から排出される「プラごみ残さ」も焼却することで、エネルギー資源として有効活用するとともに、旭川市近文清掃工場のエネルギー回収量の増加を図ります。

■ 基本施策6 最終処分場の適正管理

●安全・適正な埋立処分と維持管理の継続

廃棄物処理の最終となる埋立処分とその管理については、搬入段階の分別を徹底するとともに、悪臭の発散や衛生害虫の発生を防止するため即日・中間覆土を実施するほか、浸出水処理においては、水質検査により放流水の安全性を確認し、定期的にその情報を公表するなど、環境負荷に配慮した安全・適正な埋立処分を継続します。

また、既にごみの埋立を終了している中園廃棄物最終処分場についても、適正な浸出水処理を継続しつつ、定期的に環境調査を実施し、廃止に向けた管理・監視を行っていきます。

●次期最終処分場の整備

平成15年7月に供用を開始した現在の旭川市廃棄物処分場は、当初の埋立期間を平成30年3月までの15年間としていましたが、平成25年度の地域との協定変更により、令和12年3月までに延長されています。

次期最終処分場の整備については、現最終処分場の埋立期間を見据えて、令和3年度に旭川市神居町春志内の土地を建設候補地に選定し、周辺地域や関係団体等の理解を得たことから、令和4年12月に当該地を建設地に決定しました。

令和5年度から、調査・計画づくり等を進めているところであり、令和12年4月の供用開始に向けて計画的に取り組めます。

■ 基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

● 医療系ごみの適正処理の推進

在宅医療廃棄物については、製造業者、医師会等関係団体との連携を図り、製造業者や関係機関における自主回収をはじめ、排出から処理に至るまで、適正な処理体制づくりを図ります。

● 処理困難物の適正処理の推進

危険性や有害性のあるごみについては、性質、状態、種類等に応じて、適正処理困難物や排出禁止物^{注14}として位置付け、資源化も含めた適正な処理ルート of 確保を図るため、生産者責任も踏まえながら、国、関係事業者等と連携した取組を進めます。

● 災害時のごみ処理対策

地震や暴風雨などの大規模な自然災害に伴って発生する大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするため、令和4年に改訂した「旭川市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正なごみ処理を実施します。また、大量の災害廃棄物が発生した場合に備え、関係機関や関係事業者などとの連携を強化し、ごみ処理を円滑に進めるための総合的な体制づくりを進めていきます。

注14 排出禁止物

「旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第9条に規定しており、「感染性のあるもの」、「有害性のあるもの」、「危険性のあるもの」、「引火性のあるもの」のほか、処理業務を困難にし、又は処理施設を損なうおそれのあるものをいいます。

●基本方針3 効率的・効果的なごみ処理の推進

市民，町内会，事業者，市民団体等と市の連携・協働のもと，ごみの排出状況に柔軟に応じながら，効率よく，効果のあるごみ処理を推進します。

■基本施策8 市民との連携・協働

「ごみ」に関わる自主的な取組を促進し，地域の清潔な生活環境を維持するため，市民と市の連携・協働による取組を進めます。

- ごみステーションの適正管理
- 分別及び適正排出の徹底
- 再生資源集団回収の充実

■基本施策9 事業者との連携

民間事業者による事業展開とともに，ごみの資源化を推進します。

- 資源物回収の促進

■基本施策10 広域処理体制の確保

周辺の自治体とともに、ごみの広域処理の体制づくりに向けた調査・研究を進めます。

- 上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会における協議・研究の推進
- 広域処理体制の構築

■基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

市の責務として適正なごみ処理手数料の設定と効果的な活用を図ります。

- 適正なごみ処理手数料の設定
- ごみ処理手数料の効果的な活用

■ 基本施策8 市民との連携・協働

●ごみステーションの適正管理

家庭ごみの収集は、各地域の町内会等が設置・管理するごみステーションへの排出を基本とします。

ごみステーションは、市内全域で9,984か所（令和5年4月1日現在）に上ります。清潔なごみステーションを確保するため、地域住民の自主的な活動の支援を継続していきます。

●分別及び適正排出の徹底

ごみの分別や適正排出の徹底と更なる理解の浸透を図るため、ごみの分別区分や排出ルールなどを説明する冊子やカレンダーの配布を継続するとともに、住民によるパトロールなど地域との対話・連携を深め、効率的な減量・資源化を進めます。

また、旭川市廃棄物処分場へ自己搬入された、引っ越し時などの一時的多量ごみについても、処分場内に分別ボックスを設置することで、燃やせるごみや資源物を適正に処理します。

●再生資源集団回収の充実

地域の町内会等が自主的に取り組む紙類・びん類・布類・金属類（アルミ缶・スチール缶）など再生資源の集団回収は、ごみの資源化に向けて効率性が高く、効果的な手法であることから、今後も安定的に活動できるよう支援するとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。

■ 基本施策9 事業者との連携

●資源物回収の促進

現在、民間事業者による資源物の回収事業が市内において展開されています。こうした中、民間事業者と市がそれぞれに持つ機能や役割を効果的に発揮するとともに相互に連携し、ごみの減量・資源化を促進していきます。

■ 基本施策10 広域処理体制の確保

● 上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会における協議・研究の推進

上川中部地域の豊かな自然と恵まれた環境を保持するため、広域的にごみの排出抑制と減量・資源化を推進し、もって生活環境の保全及び地域衛生の向上とともに、資源循環型社会の構築を図ることを目的とする「上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会」において、本圏域に望ましい広域化システムについて協議・研究を進めます。

また、大規模な自然災害による施設の休止等、不測の事態に備えた広域処理による協力体制についての検討を進めます。

● 広域処理体制の保持

他の自治体で発生したごみ及び本市で発生したごみを適正に処理するための広域処理を行う必要が生じた場合には、関係する自治体の一般廃棄物処理計画や関係法令との整合を図るとともに、関係機関等との協議を十分に図り、適切に対応していきます。

■ 基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

● 適正なごみ処理手数料の設定

ごみ処理に係る各種処理手数料については、ごみの焼却処理及び埋立処分に必要な経費等を踏まえながら、適切な負担となるよう必要に応じて見直しを検討します。

● ごみ処理手数料の効果的な活用

ごみ処理手数料については、引き続き適正な費用負担に関わる理解と協力が得られるよう、ごみのリサイクル事業等の環境施策への活用を図ります。

●基本方針4 環境との共生の推進

環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指し、環境との共生を推進します。

■基本施策12 不法投棄等の防止対策

豊かな自然と生活環境の保全を目指し、不法投棄等の防止に取り組みます。

- 監視体制の強化
- 普及啓発の充実

■基本施策13 環境美化の推進

清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全のため、市民や事業者等と連携した環境美化を進めます。

- 環境美化の推進

■基本施策14 地球環境に配慮した国際的課題への対応

地球環境の保全に向けた国際的課題に対応する取組を進めます。

- 国際的課題への対応

■ 基本施策 1 2 不法投棄等の防止対策

●監視体制の強化

不法投棄、野外焼却等のごみの不適正処理は、豊かな自然と景観を損なうばかりでなく、悪臭や土壌、地下水の汚染など、私たちの健康と生活環境に悪影響を及ぼします。

不法投棄等を未然に防止するとともに、早期に発見し速やかに対応するため、パトロール車両による監視や市民ボランティアによるパトロール及び指導など、市民や団体、関係機関と連携を図りながら監視体制の強化に努め、違反者には厳正に対処します。

また、発生したごみの不法投棄の処理に当たっては、通報・発見から処理に至るまで迅速かつ的確に対処します。

●普及啓発の充実

市民・事業者の不適正排出の防止意識を高めるため、パネル展の開催や広報、パンフレット等で理解と協力を呼びかけるなど普及啓発を充実させ、不法投棄の防止を図ります。

■ 基本施策 1 3 環境美化の推進

●環境美化の推進

本市では、旭川市ごみのポイ捨て禁止条例に基づき、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。

今後も、環境美化に向けたマナーとモラルの向上を図り、自発的な行動の輪がより広がるよう、市民と一体となって取組を進めます。

■ 基本施策 14 地球環境に配慮した国際的課題への対応

● 国際的課題への対応

「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」は、平成27年度に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{注15}」において示された、全ての国に普遍的な目標とされているものであり、その実現に向けた取組が広がっています。

ごみの減量・資源化に関しては、目標12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」の中で、令和12年度までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することや、食品廃棄物を半減することが掲げられています。

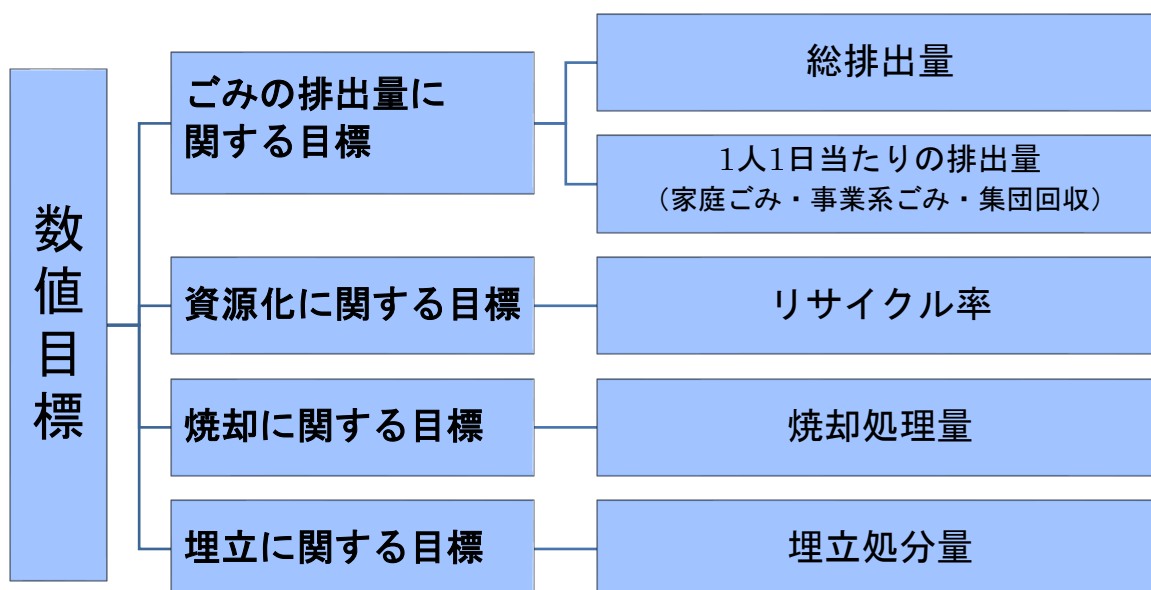
本市においてもこれらの国際的な課題に対して柔軟に対応し、ごみ減量・資源化の取組につなげていきます。

注15 持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成25年に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、15年間（平成28年～令和12年）の持続可能な開発の指針を策定したもの。人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げている。

4 数値目標

数値目標として設定する項目は、「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】（第2版）」の数値目標を踏襲しながら、ごみの排出量・資源化・焼却・埋立に関する4項目とします。

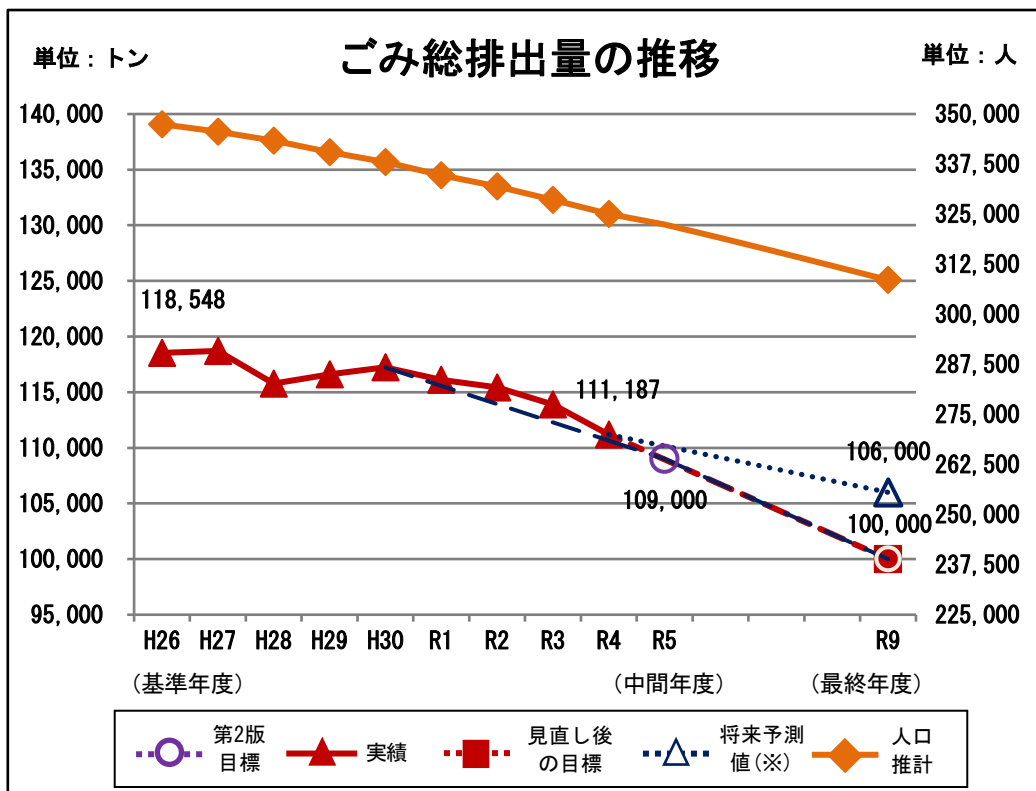


★数値目標見直しの考え方について

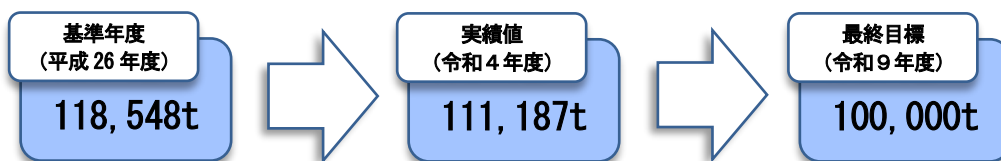
令和3年7月に旭川市ごみ処理施設整備基本方針を策定し、本計画（第2版）が想定していた廃プラスチック類の焼却への移行や、燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別施設の導入を見送ったことなどにより、埋立処分量の増加や焼却処理量・資源化量の減少が想定されるため、ごみ総排出量の目標値は変更しませんが、その他の数値目標を見直すこととします。

(1) ごみの排出量に関する目標

ア 総排出量
家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収



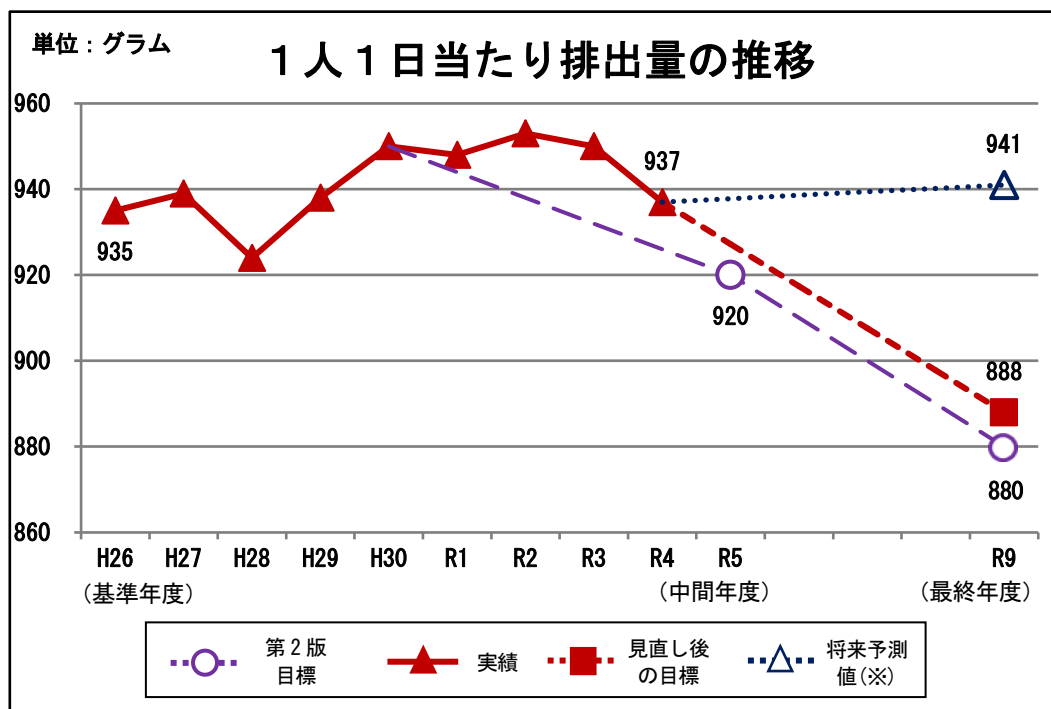
※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出



ごみ総排出量については、最終目標100,000tの達成に向けて、これまで取り組んできたごみ減量化の取組のほか、新たな施策についても積極的に取り組んでいきます。

イ 1人1日当たりの排出量

家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収



※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出

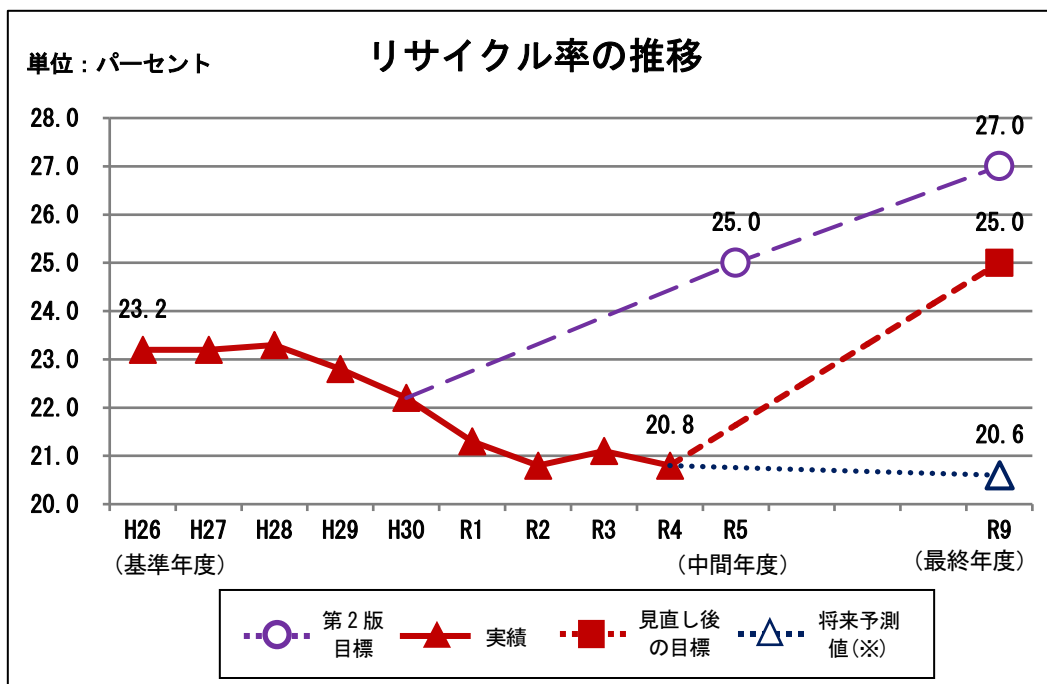


$$\text{1人1日当たりの排出量 (排出原単位) (g)} = \frac{\text{年間総排出量}}{\text{人口} \times \text{年間暦日数}}$$

1人1日当たり排出量には、市民一人一人が家庭で排出するごみだけでなく、事業者から排出されるごみも含まれています。令和2年3月に旭川市人口ビジョンを改訂したため、数値目標を見直すこととし、修正した最終目標888gの達成に向けて、家庭ごみ・事業系ごみの双方の更なる減量化に取り組んでいきます。

(2) 資源化に関する目標

リサイクル率



※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出

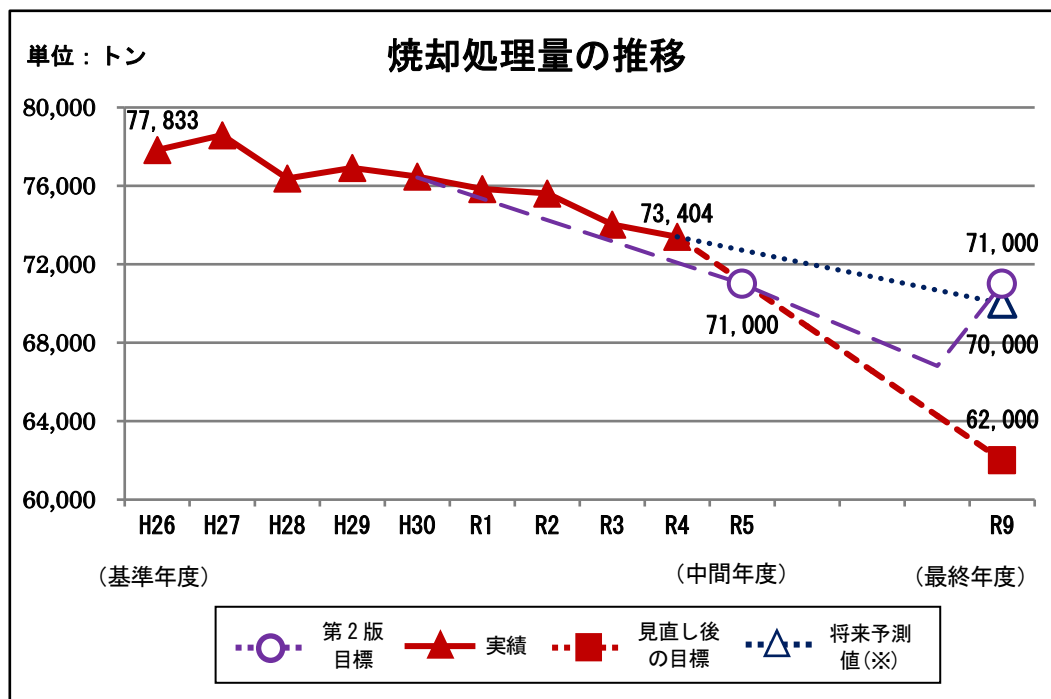


$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{家庭ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

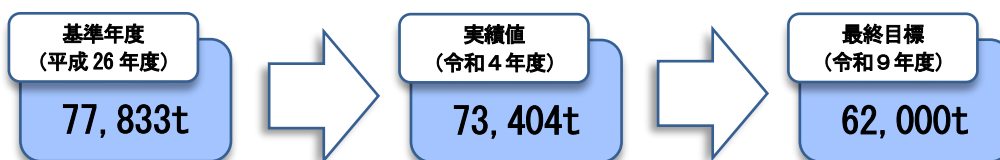
リサイクル率については、燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別施設の導入を見送ったことや、近年新聞発行部数が全国的に減少していることなどを踏まえて、数値目標を見直しました。

(3) 焼却に関する目標

焼却処理量



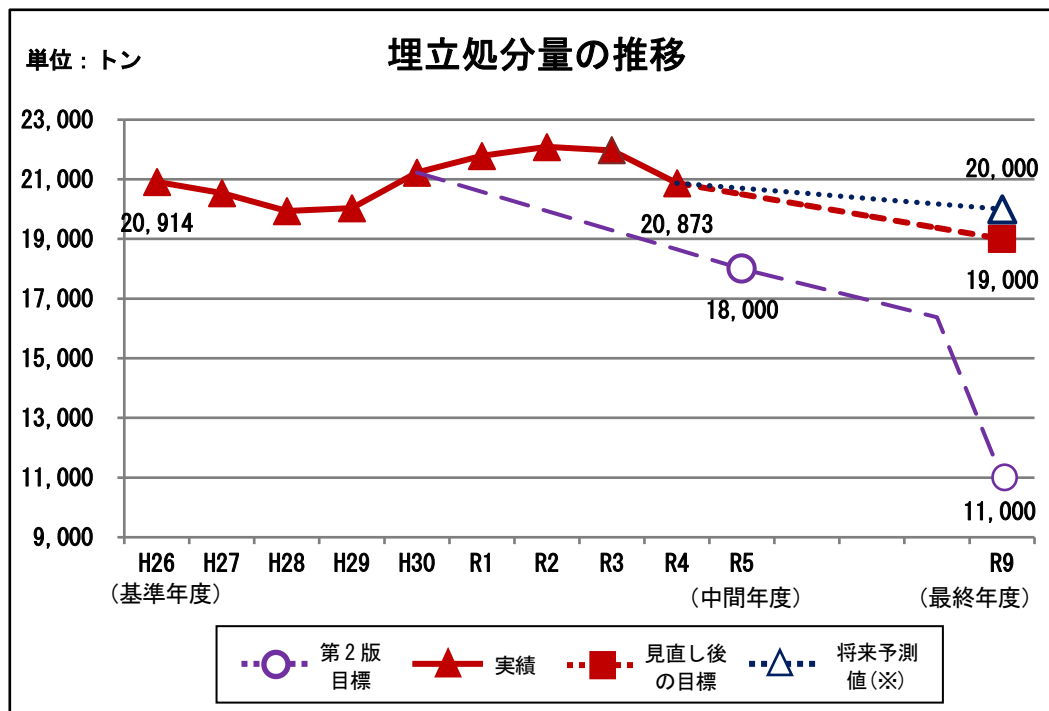
※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出



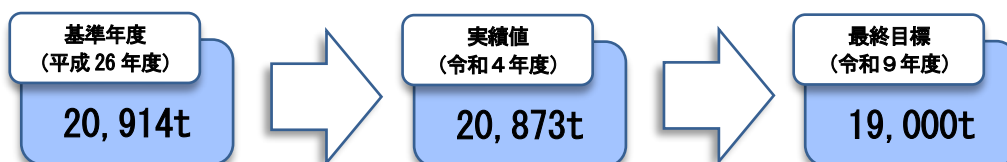
焼却処理量については、増加の要因として見込んでいた、廃プラスチック類の焼却への移行や燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別施設の導入を見送ったことなどを踏まえて、数値目標を見直しました。

(4) 埋立に関する目標

埋立処分量



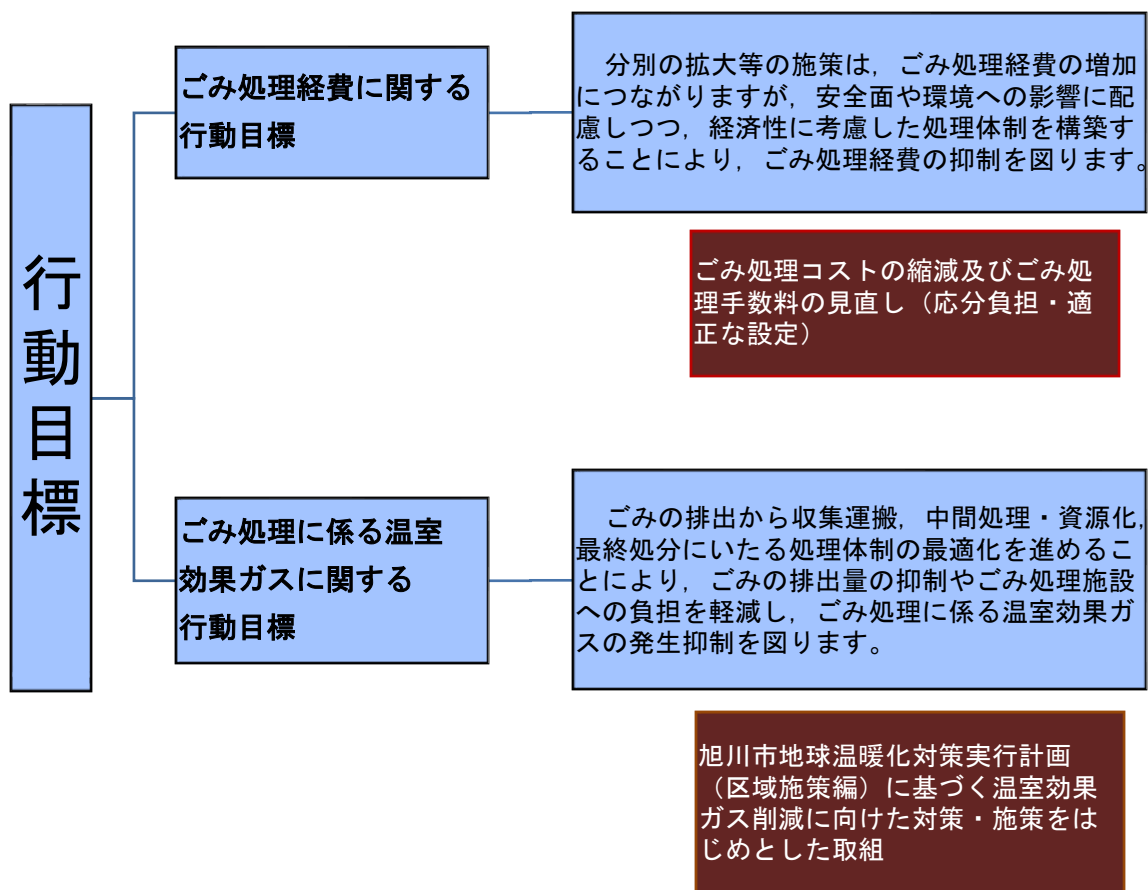
※将来予測値：過去のごみ排出量の実績値と人口推計から算出



埋立処分量については、減少の要因として見込んでいた、廃プラスチック類の焼却への移行や燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別施設の導入を見送ったことなどを踏まえて、数値目標を見直しました。

5 行動目標

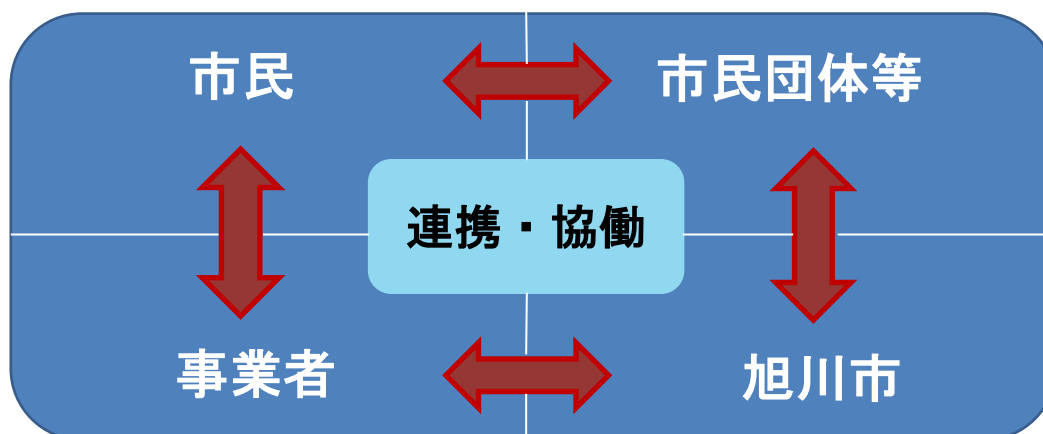
行動目標として設定する項目としては、ごみ処理経費及び温室効果ガスに関する2つとします。



第5 計画の推進

1 連携・協働

市民・事業者・行政・市民団体等との連携・協働^{注16}のもと、計画の基本理念に掲げる“恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ”の実現を目指します。



★連携・協働の強化について

ごみ処理に関する計画や施策を確実に実行するためには、ごみの排出等に関わる市民・事業者・旭川市・市民団体等がそれぞれの役割を理解し、行動することが必要です。

例えば、市民はごみをしっかりと分別するとともに、排出マナーを守り、事業者は排出者責任の考えに基づく適正なごみ処理の徹底、旭川市は安全かつ環境に配慮したごみ処理の実施や周知・啓発、市民団体等は柔軟性や専門性を活かしたごみ減量等の取組を進めるなど、4者がそれぞれの立場で行動し、協力し合い、連携を強化していくことが必要です。

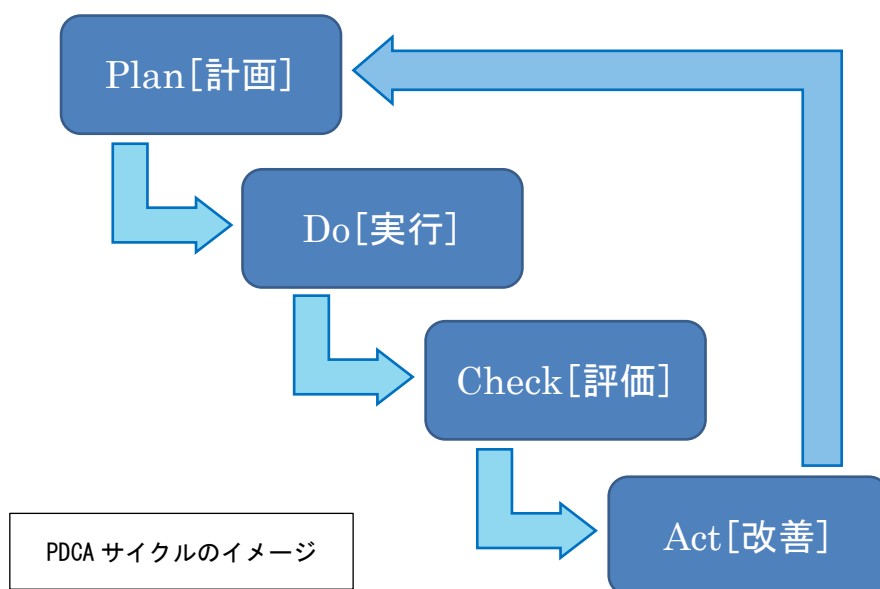
注16 協働

「旭川市市民参加推進条例」には、「市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うこと」と定めています。

2 進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

Plan（計画の策定），Do（実行），Check（評価），Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより，計画の進行管理を進めます。



(2) 進行管理の充実

計画に掲げる基本方針に基づき展開する施策・取組の実施状況や数値目標の達成状況を，毎年度策定する「旭川市ごみ処理実施計画」において把握するとともに広く公表し，計画の進捗状況を管理します。

また，本市の附属機関である旭川市廃棄物減量等推進審議会における審議など，市民等の意見や提案も取り入れながら，進行管理の充実を図ります。

第 2 編

新・旭川市生活排水処理基本計画

【改訂版】（第 3 版）

第1 計画の基本方針

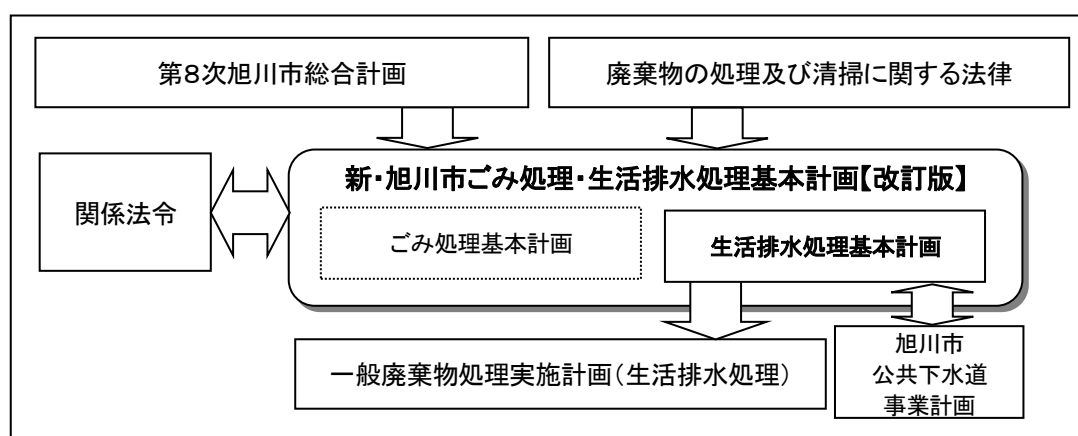
1 計画策定の趣旨及び位置付け

し尿及び浄化槽汚泥については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で、ごみと同様に一般廃棄物に位置付けられ、廃棄物処理法第6条第1項で、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されています。

本市では、平成28年3月に「新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】」を策定し、これに基づく施策などに取り組んできました。

この計画のうち、新・生活排水処理基本計画では、生活排水処理率の実績が中間目標の推計値を僅かに下回ったこと、市内の浄化槽汚泥排出量が中間目標の推計値にまで減少せずほぼ横ばいで推移したことなどを考慮し、現況との整合性を図るため、基本計画を見直すこととしました。

なお、本計画は、公共下水道等の整備が進められる中で、現在、整備の対象となっていない郊外の地域を対象として生活排水^{注17}に係る総合的な施策の指針とするために策定するものです。



注17 生活排水

日常生活を通じて家庭のトイレ、台所、洗面、風呂などから出る汚水を生活排水といいます。

2 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。



3 計画の期間及び目標年次

本計画の計画期間は、平成28年度から令和9年度までの12年間とします。

第8次旭川市総合計画と同様に、総合的かつ計画的な市政運営の長期に渡る方向性を踏まえ、施策の進捗状況等に応じて原則4年ごとに必要な見直しを行います。

計画目標年次：令和9年度（2027年度）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画期間	計画開始			中間目標				中間目標				計画目標
目標	←			見直し基準年	計画期間 →				見直し基準年	→		

4 基本方針

(1) 生活排水処理の目的

本市では、日常生活で個人の家庭等から排出される生活雑排水^{注18}の一部が未処理のまま排水されていることが、河川の汚濁原因の一つとなっています。

このため、公共下水道等が整備されていない区域の浄化槽の整備をはじめ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽^{注19}から、生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽への転換を推進し、良好な水環境の保全に寄与しながら、生活雑排水による河川（中小河川を含む）の水質状況を把握し、水質汚濁の防止を図ることを目的とします。

(2) 生活排水処理の基本方針

公共下水道事業計画区域では公共下水道事業、農業集落排水処理区域では農業集落排水事業、その他の区域では浄化槽設置整備事業による生活排水処理を推進します。

また、鷹栖・東川・東神楽・上川の4町に令和4年度から受入を開始した美瑛町を加えた本計画の区域外である5町については、し尿前処理施設^{注20}の処理能力を踏まえて、広域的な視点に立った河川水質の保全を図る観点から協定等を締結し、し尿及び浄化槽汚泥の受入処理を行います。

(3) 本計画と関連する計画等との調整

本市の公共下水道事業及び農業集落排水事業の見直しが行われた場合には、本計画との調整を行います。

また、今後新たな技術開発等による処理方法が展開されたときや各種実態調査の結果により処理形態別人口を補正したときなど、基本計画の推計数値等に変動があった場合、必要な見直しや調整を行います。

注18 生活雑排水

家庭から出る生活排水のうち、トイレ以外の台所、洗面、風呂などの汚水を生活雑排水といいます。

注19 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、し尿のみを処理する浄化槽として設置されてきましたが、平成13年4月施行の改正浄化槽法により、新たに設置できなくなりました。ただし、浄化槽法改正後においても、既存の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法が適用されています。

注20 し尿前処理施設

し尿前処理施設とは、し尿の受入れ、貯留、脱臭等の処理を行い、清水で希釈後、下水道に投入する施設を言います。

第2 生活排水の処理状況

1 処理形態別人口の推移

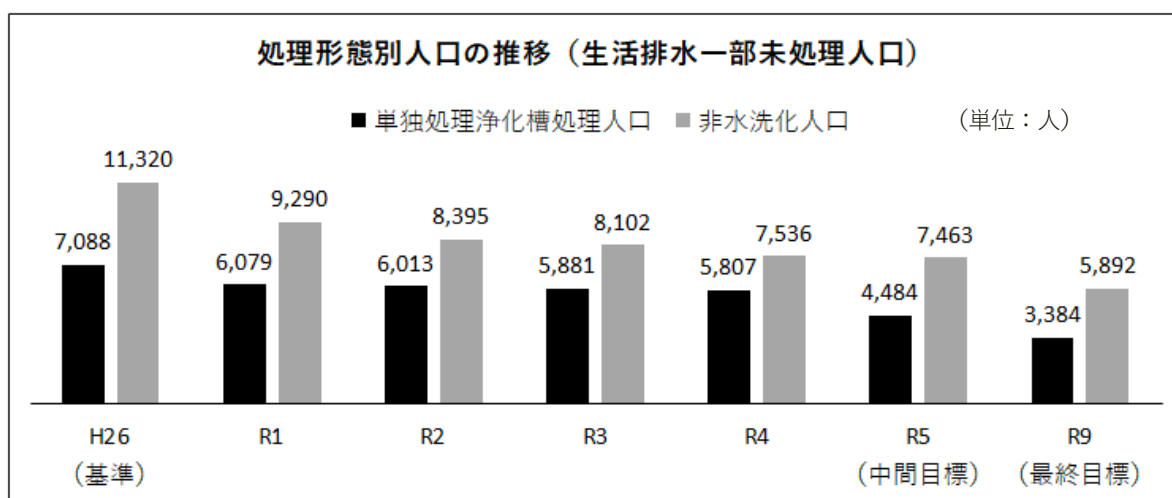
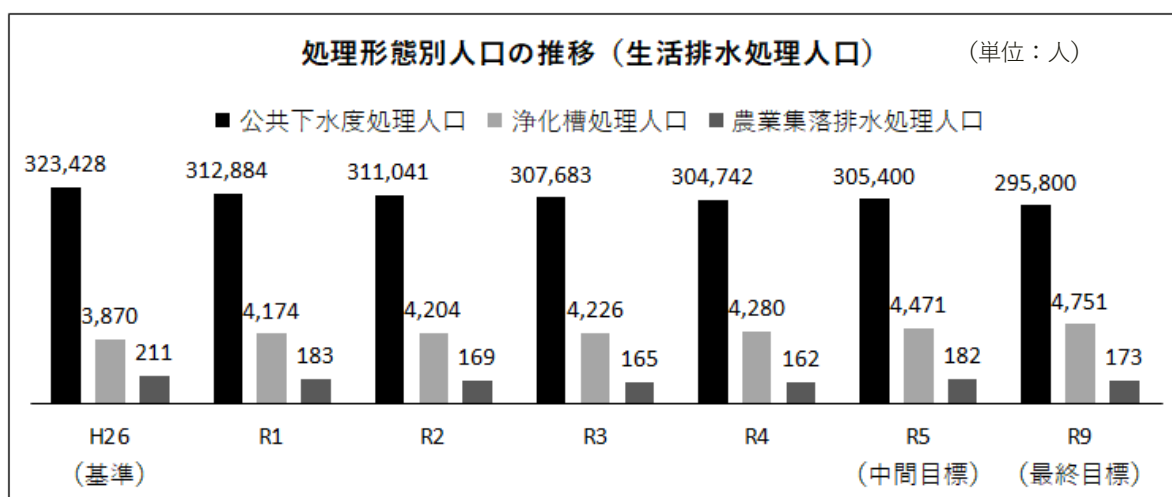
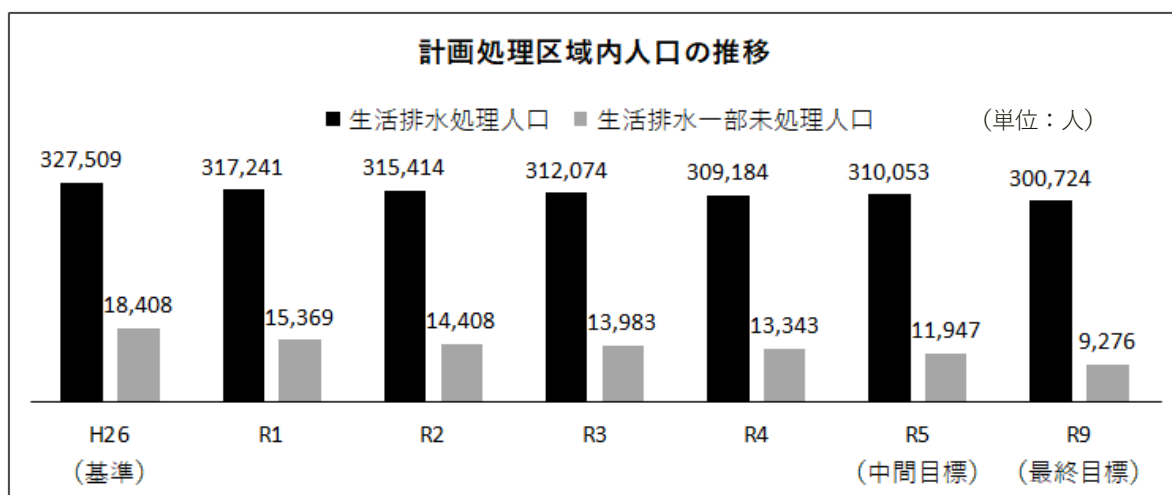
本市の生活排水の処理人口は、計画処理区域内人口（行政区域内人口）が、計画の基準年度（平成26年度）の345,917人に対し、令和4年度は322,527人で23,390人減少しており、その内訳は、生活排水処理人口が18,325人、生活排水一部未処理人口が5,065人となっています。

そのほかの処理形態別人口の推移で、浄化槽処理人口のみ410人増加していますが、他は全て減少しています。

（単位：人）

項目 \ 年度	平成26年度 (基準)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (中間)	令和9年度 (最終)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	345,917	332,610	329,822	326,057	322,527	322,000	310,000
1 生活排水処理人口	327,509	317,241	315,414	312,074	309,184	310,053	300,724
(1) 浄化槽処理人口	3,870	4,174	4,204	4,226	4,280	4,471	4,751
(2) 公共下水道処理 人口(水洗化人口)	323,428	312,884	311,041	307,683	304,742	305,400	295,800
(3) 農業集落排水処 理人口(水洗化人口)	211	183	169	165	162	182	173
2 生活排水一部未処理 人口	18,408	15,369	14,408	13,983	13,343	11,947	9,276
(1) 単独処理浄化槽 人口	7,088	6,079	6,013	5,881	5,807	4,484	3,384
(2) 非水洗化人口	11,320	9,290	8,395	8,102	7,536	7,463	5,892

※各年度3月末現在の人口。令和5年度及び令和9年度は、前回の見直し基準年である令和元年度で設定した人口。



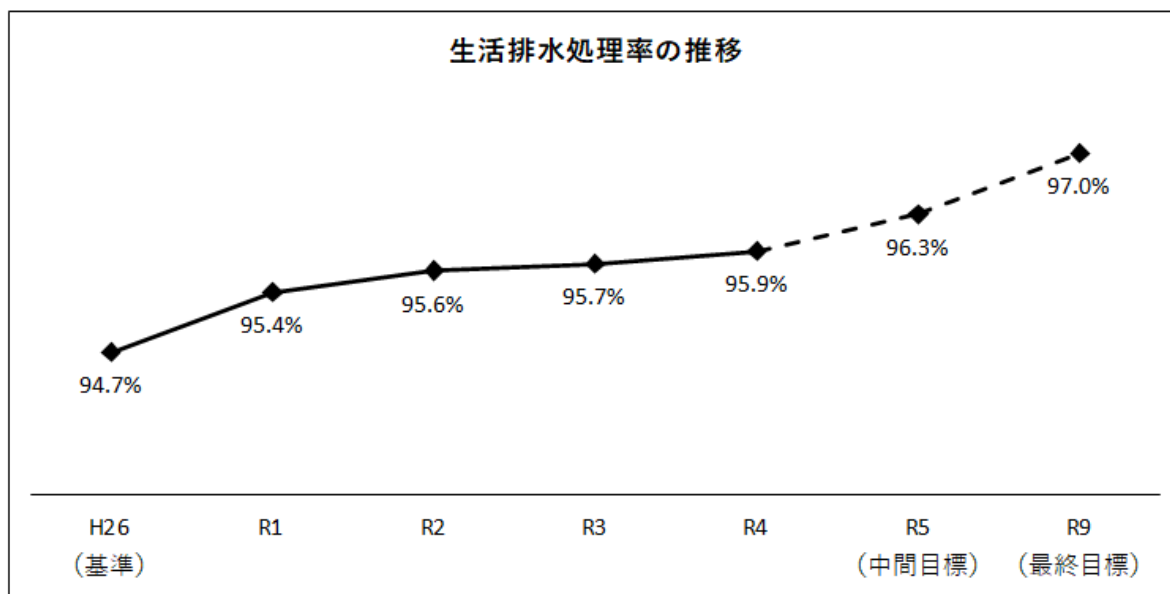
2 生活排水処理率の推移

生活排水処理率^{注21}は、計画の基準年度（平成26年度）の94.7%に対し、令和4年度は95.9%と1.2ポイントの向上となっています。

（単位：人）

項目 \ 年度	平成26年度 (基準)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (中間)	令和9年度 (最終)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	345,917	332,610	329,822	326,057	322,527	322,000	310,000
生活排水処理人口	327,509	317,241	315,414	312,074	309,184	310,053	300,724
生活排水処理率 $\left[\frac{\text{生活排水処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}} \right] \times 100$	94.7%	95.4%	95.6%	95.7%	95.9%	96.3%	97.0%

※各年度3月末現在の人口。令和5年度及び令和9年度は、前回の見直し基準年である令和元年度で設定した人口及び生活排水処理率。



注21 生活排水処理率

公共下水道や浄化槽などの生活排水処理施設で生活排水を適正に処理している人口の割合です。（生活排水処理人口を計画処理区域内人口で除して求めた数値）

3 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の排出状況

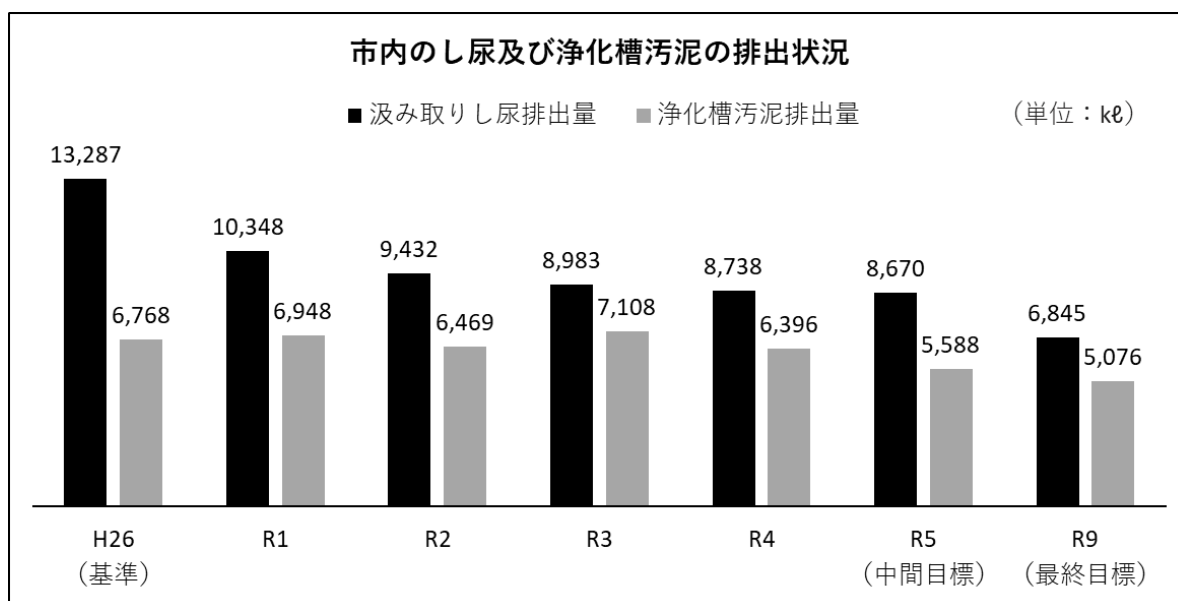
(1) 市内の排出状況

市内の汲み取りし尿排出量は、計画の基準年度（平成26年度）の13,287キロリットルに対し、令和4年度は8,738キロリットルで4,549キロリットルの大幅な減少となっています。また、浄化槽汚泥排出量も、計画の基準年度の6,768キロリットルに対し、令和4年度は6,396キロリットルで372キロリットルの減少となっています。

（単位：kℓ）

項目 \ 年度	平成26年度 （基準）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （中間）	令和9年度 （最終）
汲み取りし尿 排出量	13,287	10,348	9,432	8,983	8,738	8,670	6,845
浄化槽汚泥 排出量	6,768	6,948	6,469	7,108	6,396	5,588	5,076
合 計	20,055	17,296	15,901	16,091	15,134	14,258	11,921

※各年度3月末現在の数値。令和5年度及び令和9年度は、前回の見直し基準年である令和元年度で設定した排出量。



(2) 4町（鷹栖町，東川町，東神楽町，上川町）の排出状況

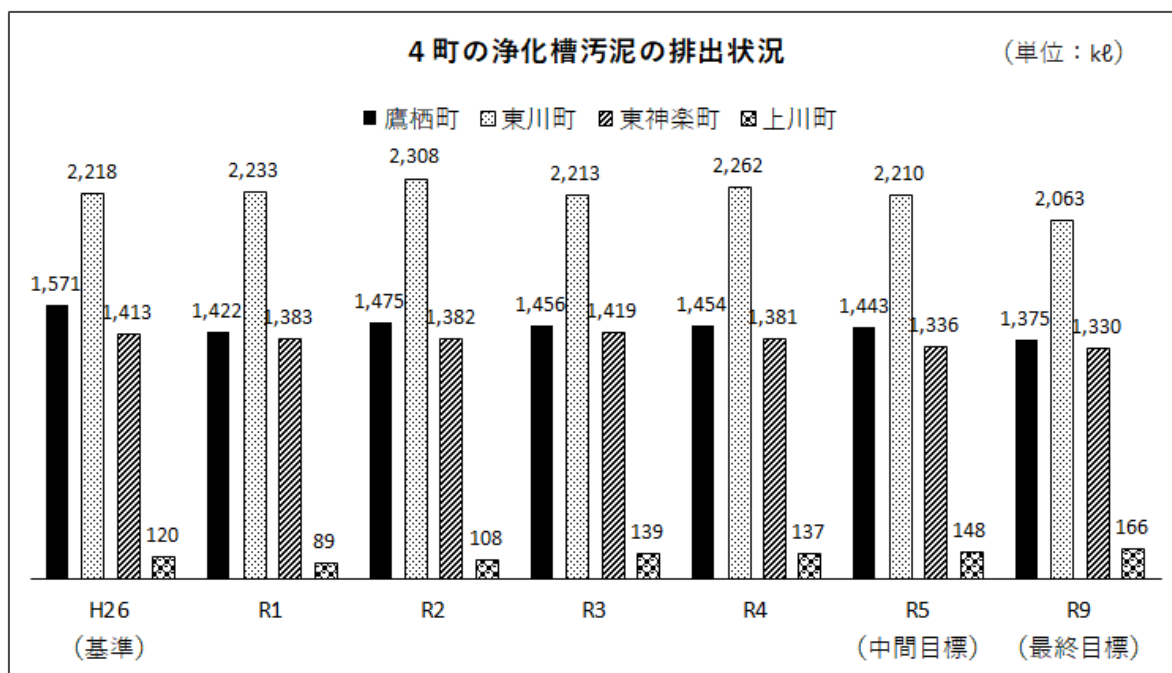
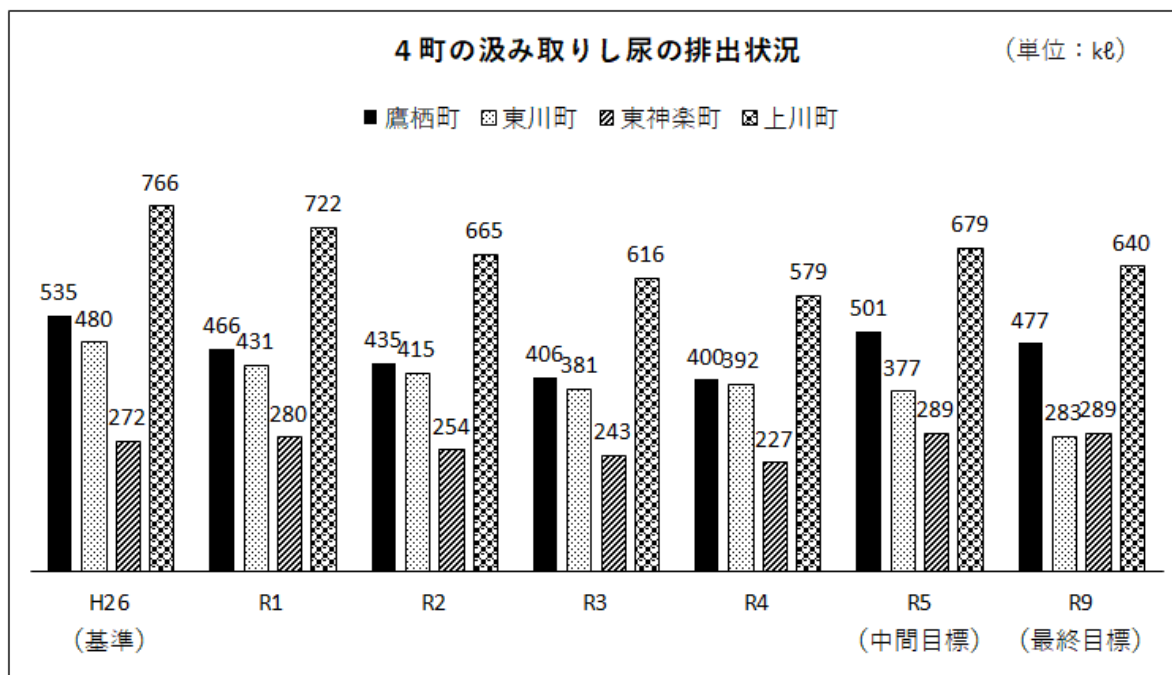
汲み取りし尿排出量は，計画の基準年度（平成26年度）の2,053キロリットルに対し，令和4年度は1,598キロリットルと455キロリットル減少しており，全町で減少傾向にあります。

また，浄化槽汚泥排出量は，計画の基準年度の5,322キロリットルに対し，令和4年度は5,234キロリットルと88キロリットルの減少となっていますが，東川町及び上川町では増加となっています。

（単位：kℓ）

項目 \ 年度		平成26年度 (基準)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (中間)	令和9年度 (最終)
汲み取り し尿 排出量	鷹栖町	535	466	435	406	400	501	477
	東川町	480	431	415	381	392	377	283
	東神楽町	272	280	254	243	227	289	289
	上川町	766	722	665	616	579	679	640
	小計	2,053	1,899	1,769	1,646	1,598	1,846	1,689
浄化槽 汚泥 排出量	鷹栖町	1,571	1,422	1,475	1,456	1,454	1,443	1,375
	東川町	2,218	2,233	2,308	2,213	2,262	2,210	2,063
	東神楽町	1,413	1,383	1,382	1,419	1,381	1,336	1,330
	上川町	120	89	108	139	137	148	166
	小計	5,322	5,127	5,273	5,227	5,234	5,137	4,934
合計		7,375	7,026	7,042	6,873	6,832	6,983	6,623

※各年度3月末現在の数値。令和5年度及び令和9年度は，前回の見直し基準年である令和元年度で設定した排出量。

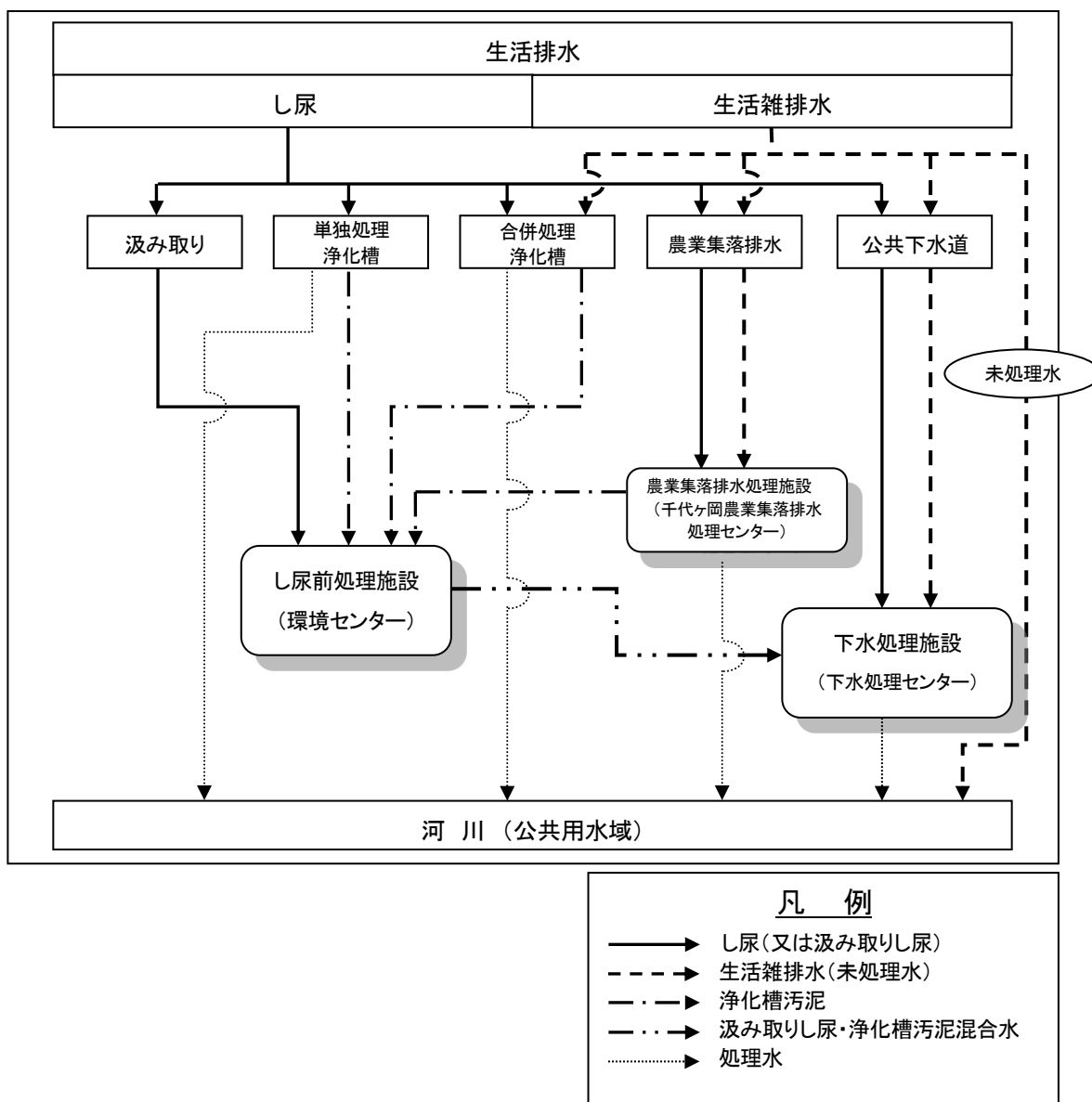


第3 生活排水の処理主体

1 生活排水の処理主体

(1) 生活排水の処理フロー

本市における生活排水の処理フローは次のとおりです。



(2) 生活排水の処理主体

本市では、生活排水処理施設として、公共下水道、農業集落排水処理施設、し尿前処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽がそれぞれ整備されています。

ア 本市が処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理対象区域
下水処理施設 (下水処理センター)	・し尿(水洗トイレ) ・生活雑排水(台所, 風呂など)	公共下水道事業計画区域
農業集落排水処理施設 (千代ヶ岡農業集落排水処理センター)	・し尿(水洗トイレ) ・生活雑排水(台所, 風呂など)	農業集落排水処理区域 (千代ヶ岡地区)
し尿前処理施設 (環境センター)	・し尿(汲み取り・簡易水洗トイレ) ・浄化槽汚泥	計画処理区域内

イ 個人等が処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理対象区域
合併処理浄化槽	・し尿(水洗トイレ) ・生活雑排水(台所, 風呂など)	公共下水道事業計画区域及び農業集落排水処理区域以外の区域
単独処理浄化槽 (みなし浄化槽)	・し尿(水洗トイレ)	計画処理区域内

第4 生活排水の処理計画

1 生活排水の処理計画

(1) 生活排水の処理目標

基本方針に沿って、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により、生活排水処理を推進するための令和9年度（最終年度）の目標を次のとおり設定します。

ア 計画人口

（単位：人）

項目 \ 年度	平成26年度	令和4年度	令和9年度
計画処理区域内人口 （行政区域内人口）	345,917	322,527	307,000
生活排水処理人口	327,509	309,184	296,581

※都市計画及び公共下水道事業計画等の人口予測値のほか、見直し後の非水洗化人口等の集計方式による処理形態別人口の予測値等との整合性を考慮し、各計画人口を推計して独自に設定。平成26年度は基準年度。各年度3月末現在の人口。

イ 処理形態別計画人口

（単位：人）

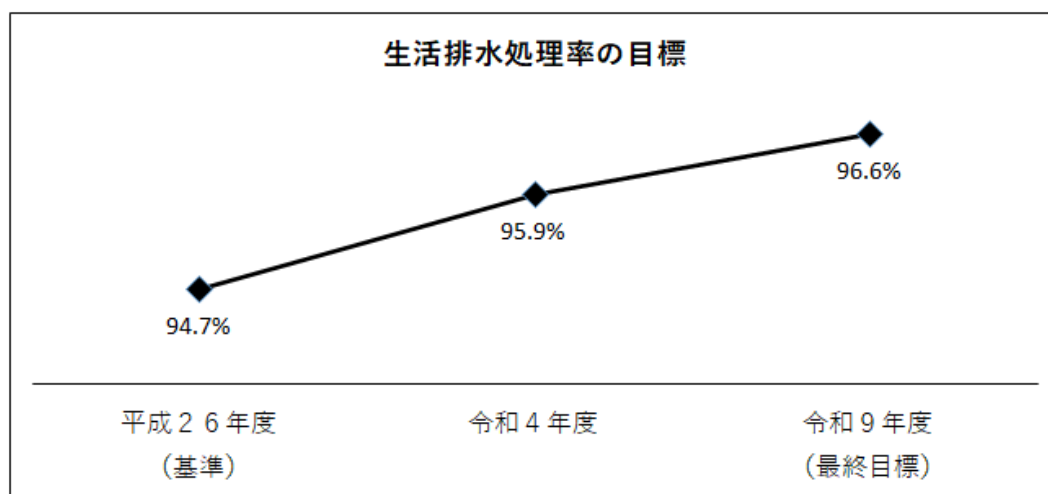
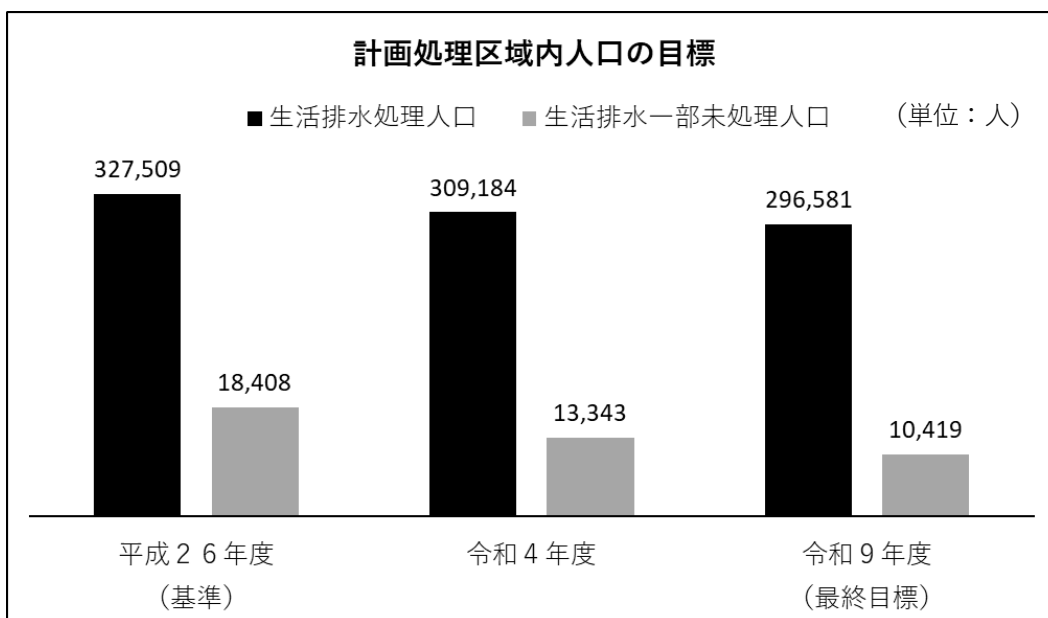
項目 \ 年度	平成26年度	令和4年度	令和9年度
1 計画処理区域内人口 （行政区域内人口）	345,917	322,527	307,000
（1）生活排水処理人口	327,509	309,184	296,581
ア 浄化槽処理人口	3,870	4,280	4,530
イ 公共下水道処理人口 （水洗化人口）	323,428	304,742	291,900
ウ 農業集落排水処理人口 （水洗化人口）	211	162	151
（2）生活排水一部未処理人口	18,408	13,343	10,419
ア 単独処理浄化槽人口	7,088	5,807	4,851
イ 非水洗化人口	11,320	7,536	5,568

※「ア 計画人口」と同様に設定。平成26年度は基準年度。各年度3月末現在の人口。

ウ 生活排水処理率

項目 \ 年度	平成26年度	令和4年度	令和9年度
生活排水処理率			
$\left[\frac{\text{生活排水処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}} \right] \times 100$	94.7%	95.9%	96.6%

※生活排水の適正な処理の進捗状況を表す「生活排水処理率」を用いて目標値を設定。平成26年度は基準年度。



2 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

(1) し尿前処理施設

環境センターは、旭川市で発生した汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を受け入れし、沈砂物等を除去したきょう雑物を細かく破碎した後、下水道放流基準以下に清水で希釈し公共下水道へ放流しています。

また、近郊の鷹栖町、東川町、東神楽町、上川町、美瑛町の5町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等についても受託し処理しています。

施設名称	旭川市環境センター
所在地	旭川市東旭川町上兵村282番地
稼働	平成3年4月
敷地面積	14,727.42㎡
建物延床面積	3,298.95㎡
施設形式	し尿前処理施設
処理能力	日量 150kℓ
主な処理内容	<ul style="list-style-type: none"> ・きょう雑物のうち沈砂物等を除き細破碎後、希釈し下水道へ放流 ・沈砂物等は燃やせないごみとして埋立処分

(2) 環境センターの今後について

環境センターは、平成23年度から平成25年度にかけて、推計した処理量に見合った処理能力に改善し、施設の延命化を図る設備の改修工事を行いました。

今後も、本市及び近郊5町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の衛生的な処理を進めるため、必要な設備の更新や補修を計画的に行うとともに、延命化期間の終了後を見据えて、将来的な処理量や処理方法の検討、関係部局等と協議等に取り組み、環境センターの整備の方向性を整理していきます。

(3) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画

処理形態別計画人口に基づいた汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画値は、次のとおりです。

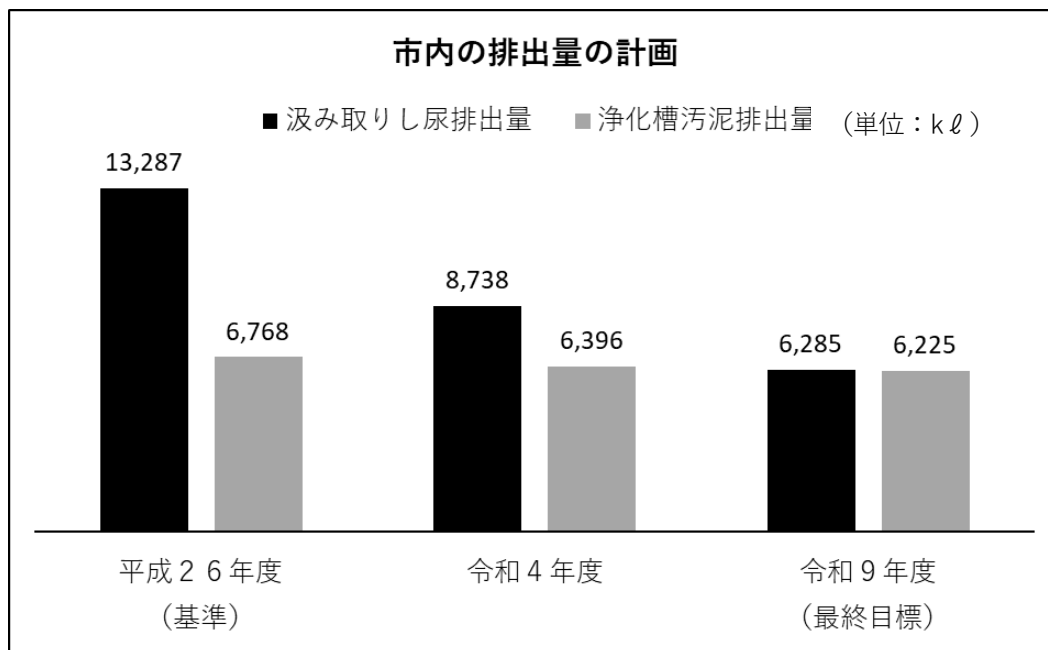
なお、本計画の区域以外の近郊5町（鷹栖町・東川町・東神楽町・上川町・美瑛町）の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量についても計画としています。

ア 市内の排出量の計画

（単位：kℓ）

項目 \ 年度	平成26年度	令和4年度	令和9年度
汲み取りし尿排出量	13,287	8,738	6,285
浄化槽汚泥排出量	6,768	6,396	6,225
合計	20,055	15,134	12,510

※各排出量は令和元年度から令和4年度の1人1日当たりの排出量を使用し推計。平成26年度は基準年度。

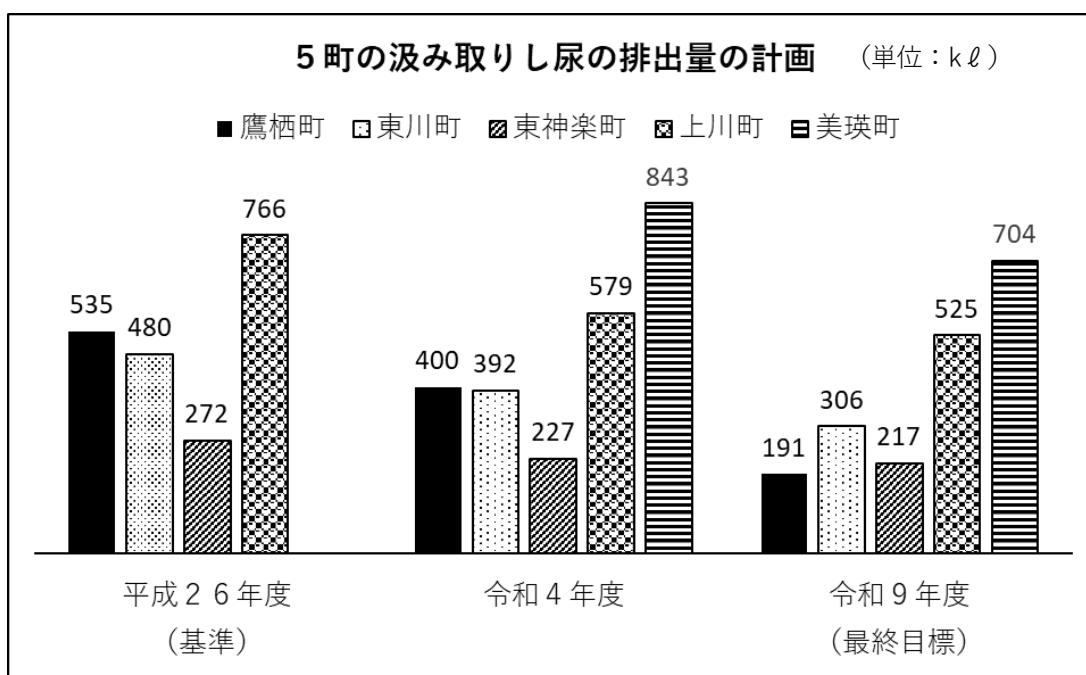


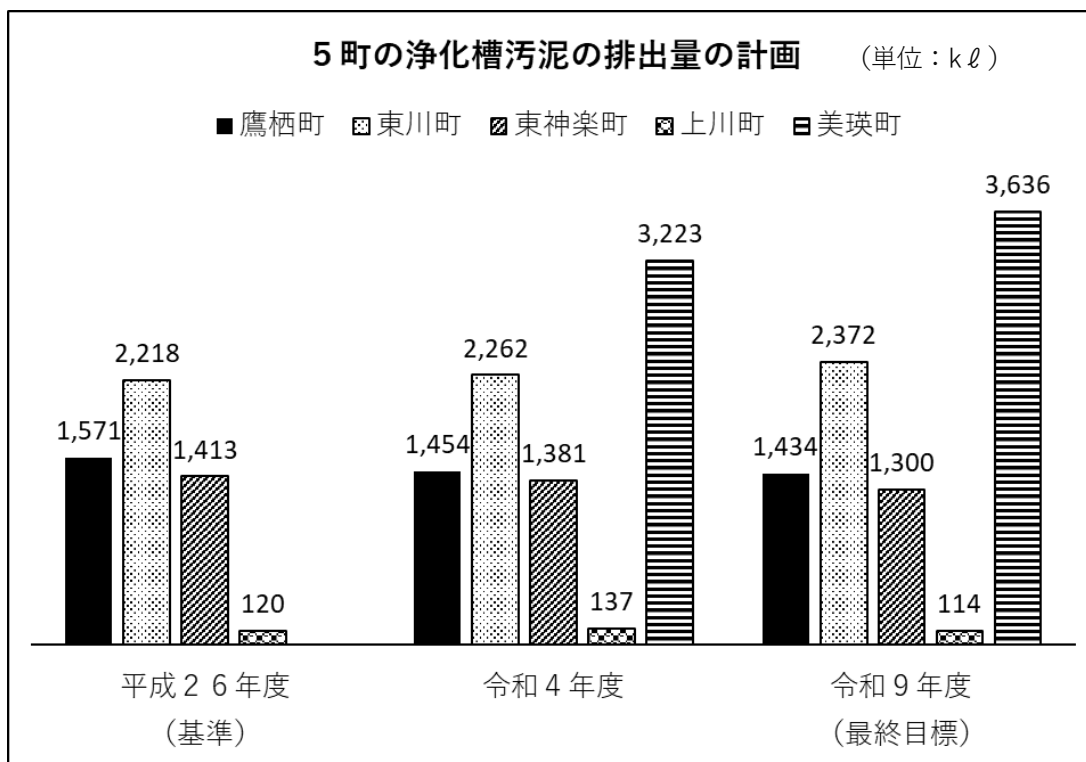
イ 5町（鷹栖町，東川町，東神楽町，上川町，美瑛町）の排出量の計画

（単位：kℓ）

項目 \ 年度	平成26年度	令和4年度	令和9年度
汲み取りし尿排出量	2,053	2,441	1,943
鷹栖町	535	400	191
東川町	480	392	306
東神楽町	272	227	217
上川町	766	579	525
美瑛町	—	843	704
浄化槽汚泥排出量	5,322	8,457	8,856
鷹栖町	1,571	1,454	1,434
東川町	2,218	2,262	2,372
東神楽町	1,413	1,381	1,300
上川町	120	137	114
美瑛町	—	3,223	3,636
合 計	7,375	10,898	10,799

※各町が推計した予測値を使用。平成26年度は基準年度。（令和4年度から美瑛町の受入開始に伴い5町に変更）





(4) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集体制と処理方法

本市の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集体制と処理方法は、次のとおりです。

項目 \ 区分	収集・運搬体制	収集・運搬範囲	処理方法
汲み取りし尿	委託業者 1社	行政区域内全域	バキューム車で環境センターへ搬入処理
浄化槽汚泥	許可業者 1社		

3 その他

(1) ディスポーザー処理槽の汚泥処理

ディスポーザー^{注22}は、主にマンションや一戸建て住宅などに、台所の生ごみを粉砕し、排水処理槽で処理した水を下水道等に放流するため設置されておりますが、その処理槽から排出される汚泥は、一般廃棄物であることから浄化槽汚泥と同様に取り扱うこととします。

(2) 移動式公衆便所の貸付

移動式公衆便所は、一時的にトイレが不足するスポーツ会場やイベント会場などの行事で利用されているため、今後も継続して貸し付けを行います。

また、貸付料の定期的な見直しにより、適正な料金体系の検討を行うとともに、これまでの貸付実績や他都市の状況等を踏まえ、今後の移動式公衆便所のあり方について検討を行っていきます。

(3) 適正なし尿処理費用の負担

本市が平成29年度に策定した「受益と負担の適正化へ向けた取組指針（改訂版）」に基づき、適正なし尿処理手数料について定期的に検討を行っていきます。

注22 ディスポーザー

旭川市では、生ごみを粉砕し、水とともに直接公共下水道へ放流するディスポーザーは認めておりません。ただし、排水処理設備を設けた場合のみ認めており、水道局への申請が必要です。

第5 普及及び啓発活動

生活排水の適正な処理の必要性について広く周知するために、広報やパンフレットの配布、市のホームページへの掲載等を通じて、個人の家庭から排出される一部未処理の生活雑排水が、生活環境の悪化や河川（中小河川を含む）等の水質汚濁の要因となること、公共下水道事業計画区域等以外の区域について、戸別訪問などにより、単独処理浄化槽や汲み取りの既存住宅を中心に、合併処理浄化槽の普及を促進することなど、啓発活動を進めていきます。

また、浄化槽設置者や関係業者などに対して、適正な維持管理のため、浄化槽の保守点検や水質検査を徹底するよう指導します。

第 3 編

卷 末 資 料

1 計画見直しの主な経過

●令和5年7月26日

令和5年度 第1回 旭川市廃棄物減量等推進審議会

- ・「新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】（第2版）」の見直しについて審議

●令和5年11月20日

令和5年度 第2回 旭川市廃棄物減量等推進審議会

- ・「新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】（第3版）」素案について審議

●令和5年12月18日～令和6年1月23日

- ・意見提出手続（パブリックコメント）

●令和6年3月

計画の改訂

2 「旭川市廃棄物減量等推進審議会」委員名簿

氏名	所属等	備考
藍原 みどり	旭川市市民委員会連絡協議会女性部会 副会長	
奥山 兼子	一般公募	
角 一典	北海道教育大学旭川校 教授	会長
川村 祐子	指名委員(旭川平和通商店街振興組合)	
菊地 登	旭川生鮮食品商業協同組合 事務長	
河野 恵美	一般社団法人旭川消費者協会 会計	副会長
佐藤 弘子	旭川商工会議所女性会 常任理事	
佐藤 真由美	指名委員(旭川市生ごみマイスター連絡会)	
杉村 樹可	公立大学法人旭川市立大学 教授	
鈴木 やす代	指名委員(あさひかわ農業協同組合)	
清野 慶子	あさひかわ商工会女性部 副部長	
土井 邦由	旭川市商店街振興組合連合会 副理事長	
中村 幸彦	旭川市市民委員会連絡協議会 副会長	
成田 義勝	旭川清掃事業協同組合 代表理事	
福沢 勇氣	旭川市PTA連合会 副会長	
藤兼 雅喜	旭川市再生資源協同組合 理事	
安田 志津吉	旭川廃棄物資源化協同組合 副理事	
山口 真希	旭川市小学校長会 旭川市立北光小学校 校長	
吉田 雅紀	旭川工業高等専門学校 教授	
渡邊 直子	旭川スーパーマーケット協会 コープさっぽろ旭川地区本部長	

※五十音順、敬称略

新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画
【改訂版】（第3版）

令和6年3月発行

発行 旭川市
〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地
環境部廃棄物政策課 0166-25-6324（直通）
環境部廃棄物処理課 0166-25-6356（直通）